

UNIVERSITY
JOURNAL

全大教時報

Vol. 40 No. 3
2016.8

国立大学法人の財務を考える

足立 和成 <山形大学大学院理工学研究科 教授>

安保法制批判における二つの立場

岩佐 卓也 <神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授>

大学とは何か―歴史に尋ねる

安藤 隆穂 <名古屋大学名誉教授、中部大学教授>

国立大学教員の賃金は「社会一般情勢」に
適合しているか ～本給表の国私間比較の試み～
全国大学高専教職員組合 賃金・労働条件部

ローカル線で行く! フーテン旅行記(8)

―夏こそ北海道!―

大西 孝 <岡山大学 工学部 助教>

Contents

● 国立大学法人の財務を考える

足立 和成（山形大学大学院理工学研究科 教授）

1

● 安保法制批判における二つの立場

岩佐 卓也（神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授）

48

● 大学とは何か ― 歴史に尋ねる

安藤 隆穂（名古屋大学名誉教授、中部大学教授）

58

● 国立大学教員の賃金は「社会一般情勢」に適合しているか ～本給表の国私間比較の試み～

全国大学高専教職員組合 賃金・労働条件部

75

● ローカル線で行く！フーテン旅行記 8 ― 夏こそ北海道！ ―

大西 孝（岡山大学 工学部 助教）

93

国立大学法人の 財務を考える

山形大学大学院理工学研究科 教授
山形大学未払賃金請求訴訟第1次訴訟原告副団長

足立 和成



電子デバイス・電子機器、文化財科学・博物館学。現在は、超音波エネルギーの工業的な応用と、強力超音波音源を利用した可視化技術の研究を進めている。

「第4回 訴訟単組交流会『財政問題学習』」より

はじめに

本日は、まず一般論としての国立大学法人の会計基準の話をさせていただき、その後で具体的な山形大事件裁判の地裁判決の財務的な問題点についてお話ししたいと思います。

元来、理系の人間ですから、あまり持って回った言い方はできませんので、もし疑問に思ったり、分からないところがあればその都度いつでも聞いてください。いつも定義に基づいてものを言う癖がついてしまっているものですから、柔らかい言い方ができなくなっているところがあるかもしれません。途中でもいいですから、遠慮なく聞いていただければと思います。

1. 財務諸表について

財 務諸表はどういうものかという話からしなければならないのですが、先に企業会計でどういうものがあるのかということについて申し上げなければいけません。国立大学法人会計基準は、まず企業会計がベースにあり、そこに国立大学法人特有の会計処理がかぶさってきているという二重構造を持っています。ですから、まず企業会計がどういうものであるかということが分からなければ、国立大学法人会計が分かるはずがないことになっています。

財務諸表は裁判でもいつも引き合いに出される書類ですが、企業会計においては三つだけになります。損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書です（図1）。3番目のキャッシュフロー計算書は歴史が比較的浅く、もともとは損益計算書と貸借対照表だけでした。しかし、それだけでは非常に大きな問題が生じることから、キャッシュフロー計算書が後からできたのが企業会計においての実態です。国立大学法人会計においては、ここにさらにコスト計算書が入ってきます。国立大学法人会計では、この四つが正式な財務諸表と言われるものになります。

国立大学法人における「財務諸表」とは

企業会計においては以下の3つ。

- (1) 損益計算書(PL)
- (2) 貸借対照表(BS)
- (3) キャッシュフロー計算書(CS)

国立大学法人会計においては、更に

- (4) コスト計算書

が加わる。詳細は附属明細書に書かれる。

図1 「国立大学法人における『財務諸表』とは」

2. 損益計算書について

順 番に一般論から、企業会計のほうの共通点を含め、お話し申し上げたいと思います。損益計算書は何かということですが、これは大福帳的な収入と支出が書かれているものではありません。したがって、入ってきたお金と出ていくお金が書いてあるものと誤解されやすいのですが、そうでは全くありません。その当該の年度の事業に関わる費用と収益を整理したものです。ですから、当該年度の事業だけに关わる部分以外は書かれていないことに注意してください。

例えば、建物を建てました。10億円かかりました。ですから、その年の損益計算書から10億円が費用として出ていっていることになるかということ、そんなことは全くありません。その建物は当該の事業年度だけの事業に使うものかといえば、普通は違います。工場を建てたら、何十年も使い、そこから利益が出ていく構造になっているので、その当該年度だけに关わる部分にはならないわけです。

ですから、実際に出入りしているお金が損益計算書に書かれているとは思わないでください。あくまでも当該年度の事業に関わる部分がどうなってい

損益計算書(PL)とは(1)

当該年度の事業に関わる費用と収益を整理し、その事業利益(また損失)が分かるようにしたもの。借入金や貸出金、固定資産の取得や売却に関わる収入や支出は、当該年度の事業だけに关わるものではないので、記載されない。ただし発生主義をとるため、買掛金(未払金)や売掛金(未収金)、借入金や貸出金の利息は、当該年度事業のそれぞれ費用や収益として記載される。国立大学法人会計では、費用が上段で収益が下段に記載され(企業会計は逆)、最下段の最終利益は貸借対照表の貸方(負債及び純資産の部)の(繰越)利益剰余金に積算されていく。

図2 「損益計算書(PL)とは(1)」

るかというものを整理したものです。ここに赤字で書いてあるように、借入金や貸出金は損益計算書に全然出てきません。いくら借金を返したかは、損益計算書をどんなに見ても絶対に分からないようになっています。そのところの誤解が非常に多いような気がします。損益計算書には一切の借入金や貸出金は記入されません。

固定資産の取得、先ほど申し上げたように、工場を建てたとか建物を建てた場合の必要なお金です。それから、建物を売った場合の収益は損益計算書の中に入ってくるものではありません。そこは十分ご注意ください。当該年度の事業に関わるものだけが記載されています。

ただ、発生主義を取ります。つまり、その費用がその年の事業年度に関わるところで発生したものについては、現実にお金の出入りは全くしないものもここに書くことになります。一番の典型は買掛金（未払金）です。ものを買っておき、お金を払っていないものです。これは損益計算書の上では一応払ったことになります。費用として計上されます。しかし、実際にはお金は出ていっていないことになります。それから、売掛金（未収金）です。売ったけれども、お金はまだ回収できていない。これが私どもの裁判で相当問題になったのですが、売ったけれどもお金が入ってきていない分は損益計算書の中に収益として記入されます。

買掛金も売掛金も掛金とついている以上、実際にはまだ動いていないのですが、当該年度に関係しているものである以上、発生主義を取っているだけに、それらは損益計算書には記載されることになります。借入金や貸出金の利息の部分は当該事業年度から出すものですから、あるいは当該事業年度に入ってくるものですから、損益計算書の中に入ってきます。

損益計算書は企業の場合は、上が収益で、下が費用ですが、国立大学法人会計基準では上が費用で、下が収益というように位置が逆転しています。どちらが重要かという意味合いで順番が逆転しているだけで、意味が変わっているわけではありません。どこも最下段のところに最終利益、もしくは最終損失が計算され、出てくるようになっています。この最終利益が貸借対照表の左右の貸方、つまり負債及び純資産の部に積算されていくことになります。

もちろん、これには若干の例外があります。

損益計算書の続きですが、減価償却費があります。例えば、1億円の建物を建てた、あるいは設備を買ったときに、企業会計でも国立大学法人会計でもそうですが、減価償却費を毎年積み立て、手に入れた償却有形固定資産は毎年、耐用年数だけ価値を減らしていくように会計の上では考えます。ロビンソン・クルーソーの小説を読まれた方は知っているかもしれませんが、ロビンソン・クルーソーが(損益計算書や)貸借対照表をつくっているのです。

最初につくったものが価値をだんだん減らしていく過程を書いているのですが(小説の中身には触れません。)、例えば1億円の装置を買った。それには耐用年数があります。例えば、10年の寿命のものであるならば、その1億円の装置は1000万円ずつ毎年価値が減っていくと考えるわけです。それはそのまま放っておくと資産がだんだんなくなっていくことになりますから、現在持っている会社の資産を維持するためには、減っている資産の分だけ新たにお金を積み上げ、資産を同じ状態にしなければいけないことになっているわけです。これを減価償却費と言います。毎年、その分を減価償却しています。

これは国立大学法人でも企業会計でも同じですが、それは実際に出ていっているお金とは違うことに気をつけて頂きたい。先ほど申し上げたように、借金の額がある程度あり、それを返した額は実は減価償却費とは一致しません。これは企業会計でも同じです。ですから、これだけのものを買い、これだけのものを売り、これだけ利益を得た中から減価償却費を出していきます。

ただ、実際には減価償却費だけを積み上げて終わりではなく、その建物や設備を買うときに借金をしている場合の返済が付きまとうのですが、その返済は損益計算書には書いていませんから、減価償却費の分と実際に出した損益計算書の返済の分の差額だけが当該事業年度でいうと一見利益があるように見えます。実際は出ていっているけれども、出ていっていると記載されない分だけ、損益計算書では利益のように見えるわけです。

逆に、減価償却費を計上しているけれども、借金は返し終わっている場合(返していないという場合、減価償却費は確かに支出している形にはなりますが)、単にお金を積み上げているだけです。ですから、実際には減価償却費

のその年の積み上げ分だけが全体の損益計算の中では見かけ上の損失になります。ですから、もしトントンの経営をしているときには、減価償却費を見込んだ分だけがその年の損失ということになります。この辺り、お分かりいただけるでしょうか。

資産を入れます。10億円で建物を建てました。設備を買いましたということになります。自己資本で全部買ったのなら、貸借対照表上左側の資産の部に入ります。こちら（左側）が資産の部で、こちら（右側）が純資産及び負債の部ですが、こちらは調達源泉です。どういうところから会社の財産を持ってきたかということです。（建物や設備のような）固定資産は（毎年価値が）減ります。美術品や土地のように価値が減らないものもありますが、建物や設備は価値が減ります。ですから、こちら（純資産及び負債の部）の調達源泉とこちら（資産の部）を同じ額にするには、その分だけお金を積み上げ、現預金を大きくしないと、減った分を取り戻せないわけです。

常にこの両方が同じになるように企業は経営するわけです。この固定資産を買ったときに、たくさんの設備を買うから1戸ということはないのですが、仮に建物1戸のものだったとします。全部借入金で、この額を賄ったとします。そうすると、この固定資産が耐用年数10年なら、これを10分の1にして、10分の1ずつ減っていくから、その分だけ減価償却費を10分の1ずつ積み上げていくことになります。それで左右同額になります。

借金については返していかなければいけないのですが、減価償却費の結果が借金を返したものよりも少ない場合、要するに返しているお金が大きい場合は、こちらの損益計算のほうは、借金は入らないのです。費用として出てくるのは、ここに減価償却費、企業的に言えば下にくるのですが、こちらに減価償却が来て、企業の場合は上のほうは収益になります。この収益から減価償却費を差し引いて、最終的にどう利益が出るかが決まってくるわけです。

この中に借金を返した分は入らないのです。先ほど、損益計算書の定義の中でも申し上げたように、借金は全期間にわたってのもので、見合いの固定資産を買うときの借金は全部の耐用年数期間中にまたがるものですから、この中には入れません。ただ、そのときに、キャッシュフロー上は実際には借

金を返しているのです。当然、この収益から減価償却費を上回った分だけ本当は出ていっているはずなので、その差額はこの（損益計算書）中に入っていない。ということは、ここに利益として残っているということです。お分かりいただけるでしょうか。

逆に、減価償却費のほうが（借金の返済額より）大きく、実際にはお金が出ていっていない場合、減価償却費はここ（損益計算書）に計上します。しかし、（減価償却費分全部にあたる）お金は実際には出ていってないので、ここでは見かけ上の損失が生じることになります。この（固定資産）見合いの借金を全部返し終わり、耐用年数が終わった時点でどうなっているかというと、見かけ上の損失と見かけ上の利益は相殺して長期的にはゼロになります。分かりづらいですね。申し訳ありません。しかし、こういう言い方しかできません。

要するに、見かけ上の利益や見かけ上の損失は、減価償却費と償却固定資産見合いの借入金を返していく分との差額で出てくる見かけ上の利益や見かけ上の損失は、長い期間をトータルしてしまえば全部チャラでトントンです。あるとき見かけ上の利益が出ていたものは、逆に全部借金を返し終えると、あとは減価償却費が積み上がるだけですから、その分だけ見かけ上の損失になるわけです。差し引きゼロになり、長期的にはチャラになるわけです。これは企業会計でも国立大学法人会計でも同じです。

すみません。分かりにくくて、いつもこの辺りで説明に苦しみます。一応、この辺はご了解いただいたということで、減価償却の対象となる有形固定資産は建物や設備に限られます。美術品や土地は何年置いておいても価値は減りませんから、減価償却の対象にはならず、この中には入ってきません。

気をつけなければいけないのは、そういう見かけ上の利益が生じているから、実際にはお金があるように見えても、お金はないのだという説明はしてくる人がたくさんおられますが、それは国立大学法人特有の現象ではなく、企業会計でも全く同じです。今の話は上に収益を書いているから明らかに企業会計の話をしています。国立大学法人会計の場合は逆ですが、本質は全く同じです。ですから、減価償却費の額と償却有形固定資産見合いの借入金返

済の差額が利益になったり損失になったりしますが、そういう現象が起きるのは決して国立大学法人会計特有の現象ではありません。

こういう現象があるから、実は国立大学法人の財務は苦しいのだという言い方をしていますが、それは企業でも同じでしょうと、私は大学の財務担当者に行ったことがあります。その当時の財務担当者の説明はすごいものがありました。企業の場合は、借入金見合いの有形固定資産の減価償却と借入金返済額は毎年同じでしょう、と言ったのです。私は、そんな会社は見たことがありません。

中小企業などはしょっちゅうやることですが、長期借入金の返済計画について、しょっちゅう銀行の貸出部門とリスケジュールリング（計画変更、俗に「リスケ」）の交渉をやっているそうです。リスケの交渉を全くやらなければ、たまたま業績が半期だけ悪かっただけでも、その会社はつぶれてしまいます。なぜ、それでつぶれるのかと思われるかもしれませんが、その会社が黒字をいくら出していてもつぶれます。これはお分かりいただけるでしょうか。

これもなかなか分かっていただけないところがあるのですが、そのときに払うお金がなくなると、会社はつぶれてしまうのです。つまり、倒産してしまいます。トータルでその年度できっちり利益が出る構造をしっかり保って

損益計算書(PL)とは(2)

また、減価償却費は費用計上されるが、借入金返済額は費用計上されないで、**減価償却費の額よりも、その減価償却費の対象となっている有形固定資産見合いの借入金返済額が多い場合、その差額の見かけ上の利益が生じる。**これは企業会計でも、国立大学法人会計でも同じように生じ、決して国立大学法人会計に特有の現象ではない。

図3「損益計算書(PL)とは(2)」

いる会社であっても、手持ちの現金がなくなった瞬間に会社はつぶれてしまうのです。

なぜかというと、会社はたいていの場合、手形を発行していますし、小切手も出しています。つまり、口座からお金がなくなった瞬間、小切手や手形が不渡りになります。小切手や手形が不渡りになったときに、何が待っているかをご存じではないでしょうか。全銀行取引停止ということになります。したがって、会社は一切の経済活動ができなくなります。したがって、事実上の倒産ということになります。

昔は手形が不渡りになっても、最初の1回は勘弁してくれたのです。2回目の不渡りを出して事実上の倒産という新聞記事をたくさん見たことがあると思います。若い人は見たことがないかもしれませんが、今は1回だけになりました。手形交換所は銀行協会が持っている組織で、手形は実際にお金が動くのではなく、手形交換所で交換することによって決済しているのです。ですから、手形交換所に回ってきた手形が不渡りになり、現金化できないことが分かった瞬間に、銀行協会加盟の全銀行取引が停止になります。したがって、会社はつぶれるのです。ですから、企業ではしょっちゅう借入金の返済のリスケジューリングをやっています。

ですから、減価償却費の額と借入金が見合いの固定資産について同額になっているなんて、いったいあなたはそんなでたらめを教えられたのですか、と私はその人に言ったのですが、そのように聞いている、文科省ではそのように説明されたと彼は言っているのです。しかし、いろいろ文書を見ても、そのようなことが明瞭に書いてある文科省の文書は見当たりませんでした。恐らく口頭で、この裁判全体を通して出てくる、「現金の裏付け」があるかどうかのこのところで、そういう誤解を持ったのだらうだと思います。

しかし、そんなことは全くなく、一般の民間企業会計でも国立大学法人会計でも、借入金の返済額と減価償却費の差額から生じる見かけの利益や見かけの損失は、日常的に生じています。しかし、それは長期の償却固定資産の耐用年数経過後、借入金を全部返済し終わった時点で、見かけの利益と見かけの損失は完全に相殺されます。

3. 貸借対照表について

貸 貸借対照表、今こちら側に損益計算を書いたのですが、最終的に利益が出た場合、これが（貸借対照表の貸方の）利益剰余金のところに積み上がっていきます。企業でいうと、繰越利益剰余金と言っています。これは毎年の損益計算書から総利益が上がるたびに、この（利益剰余金）中に入っていくことになります。

貸方（純資産及び負債の部）というところには財産の調達源泉について出ています。この中に（利益剰余金）は入ってくるのですが、気をつけていただきたいのは、利益剰余金と称するものはこちら側の何に対応するのですかという話がよく出るのですが、何にも対応しません。これ（貸方）は全調達源泉のリストです。こちら（借方、資産の部）は現在の資産のリストです。この項目の間に1対1対応の関係は一切成り立ちません。ところが、それが成り立つというように、強固に裁判長も被告側も思っているようです。どれがどう対応するのか説明してくれと言って、説明できる公認会計士は一人もいません。やれば、その人は偽物です。

一番簡単な話で、こんなものがあります。ここ（貸方）に純資産という部分があり、そこにあるこれは資本金です。企業でも国立大学法人でも資本金はあるのですが、資本金1億円の会社が立ち上がったとします。きょうからこの会社を立ち上げます。資本金1億円です。その会社は1億円の現金を持っているでしょうか。絶対にそんなことはありません。1億円の資本金は会社を起こすために建物を建てたり、事務用品を買ったり、最初に必要な消耗品を買ったり、全部モノに化けているわけです。

1億円で設立した会社が1億円の現金を持ったままずっと行くことはあり得ません。そんな会社はこの地上に一つも存在しないはずです。最初にお金を集めました。お金を集めただけで何も買いません。そんな会社があるわけはありません。だから、1対1というのは、資本金だからそれに対応する現預金があるなんていうことを言ったら、全くのでたらめです。そういう項目がこの貸方のほうにあると信じ込んでいる人たちが多いのです。

4. 利益剰余金について

文科省は、こちらの利益剰余金の中の目的積立金は「現金の裏付け」があるけれども、積立金は「現金の裏付け」はないと言っていますが、いったいどういう関係があるのか、因果関係を説明してくれと言ったら、たぶん誰もできないと思います。実際、どなたかそういう文書を発見した方がおられるでしょうか。うち（山形大学）に非常にうるさい原告団長がいるのですが、その方がそれこそしらみつぶしに調べても、そういうはっきりとしたものはありませんでした。

文科省がそのように解釈して、そのように認定しているものはあります。目的積立金はまさにそうですが、会計基準から出てくる概念では絶対に説明はできません。会計の専門家であれば、相手が利益剰余金の「現金の裏付け」と言った瞬間に、「何を言っているの？」という話になります。頭がおかしいのではないですか。あなたは会計のことは何も知らないでしょう、ということになります。

あくまでも調達源泉が右、現在の資産が左、こちら（左）を資産の部と言って、こちら（右）を負債及び純資産の部と言っています。つまり、会社を成

貸借対照表(BS)とは(1)

その右側を貸方(負債及び純資産の部)、左側を借方(資産の部)と呼び、貸方には資産の調達源泉の内訳(資本金、資本剰余金、借入金、事業による(繰越)利益剰余金等)が、借方には現在実際に保有している資産の内訳(現金、有価証券、土地、建物、設備等)が、整理されて記載されている。従って、**貸方の合計金額は、必ず借方の合計金額に一致する。**

設立時の現物出資額は、資本剰余金に組み入れる。

図4「貸借対照表(BS)とは(1)」

り立たせるためには、最初に借金なり出資金なりで財産をつくり、それを当面の現金や設備、消耗品、事務用品に化けさせて会社とするのです。

よろしいでしょうか。つまり、こちらは調達源泉でしかない。いま現在の資産構造とは無関係です。集めてきたお金がものや金に化けているのです。あるものは現金でなく有価証券かもしれません。あるものは建物かもしれません。ただ、それはどこから持ってきたか。借金のこの部分がここに来ていて、借金のこの部分がここに来ているなんて特定できるわけがありません。だって、お金に印はついていませんから。

そういう不毛な話が、この裁判の途中、ずっと続いていたのです。どこをどうひっくり返せばそういう会計基準の話、あるいは財務諸表の読み方になるのかと説明を求めるのですが、説明に対する返答は絶対に返ってきません。それはそうです。そんなものはないからです。

そういうわけで、貸借対照表は何で出来上がっているかという、損益計算書と貸借対照表を結びつけているのは、利益剰余金に毎年度の利益の分が入っている。ただ、その利益剰余金は現金なのか、償却有形固定資産なのか、あるいは非償却有形固定資産なのか、それはよく分かりません。どれかに使われている。どれかに化けている。あるいは有価証券かもしれません。どれかに化けているけれども、その割合もよく分かりません。借金 100 万円、自分の預金が 100 万円で 200 万円のものを買いましたと言うのなら簡単ですが、借金 100 万円、自分の預金が 100 万円で 50 万円のものを買いました。これは借金で買ったものですか？それとも自分のお金で買ったものですか？分かるわけがないでしょう。そういう話です。

ここにあるように、右側を貸方、左側を借方といって、本当の資産構造は左側の借方のほうで判断しなければいけません。ところが、面白いことに、今までの裁判の中で借方の構造で判定している判決は、たぶん皆無だったと思います。ほとんどが利益剰余金の「現金の裏付け」でということで終始しているのではないのでしょうか。当初、原告団の中にもそういう話の仕方をされる方が多かったのは非常に残念でした。

それで被告は、うまい論点を出してくれたなと思ったかもしれません。私

たちは首尾一貫して貸方のほうは無関係である。資産構造は何も反映されていない。調達源泉にすぎないと言い続けてきました。言い続けてきたのですが、判決は貸方のほうだけでした。すごいなと思います。公認会計士の方が説明会で説明されたときもそうです。亡くなった高橋正一先生(公認会計士)はそういう説明をされているのですが、何と大学側の相手方の公認会計士も「(貸方の特定の項目が借方の特定の項目と)1対1で結びつくものではないのですけれども」と、ひとこと言っています。裁判長はそういうときの話を全然聞いていないのです。すごい判決でした。たぶん、似たような裁判をやっているほかのケースと比べても最もすごい判決でした。

もう一つ、絶対に忘れてはいけなことがあります。貸方、つまり調達源泉と現在の資産の総額は必ず一致するということです。すごいことをうちの被告は言っていました。貸方の項目の中には借方の資産に対応しない部分があると言ったのです。要するに、貸方の項目の中には借方の資産の裏付けのないものがある。そのとき彼らは、現金等の資産の裏付けがないものがあると言ったのです。

現金等の資産というのは資産と同じ意味ですかと、私たちの弁護士が向こうに質問をぶつけたところ、向こうから返ってきた返事は同じだというもの

貸借対照表(BS)とは(2)

貸方に入っている(繰越)利益剰余金は毎年度の損益計算書における総利益が積上げられてきたものであり、その法人が設立以来事業によって創出してきた付加価値の総額という意味がある(ただし有形固定資産取得に伴って資本剰余金に移る部分は、差し引かれる。)

国立大学法人は資本取引や配当を行わないので、貸方に資本準備金や利益準備金は存在せず、それらは資本剰余金や利益剰余金に含まれない。

図5「貸借対照表(BS)とは(2)」

でした。ということは、資産の裏付けのない貸方の項目があると向こうが言ったことになります。その後、えらいことになります。右と左の金額が合わない。こういうものを俗に粉飾決算と言います。そのように私たちの最終準備書面でも、かなりくどく説明しました。もちろん、被告側は最終準備書面を出せませんでした。しかし、判決は両方の言っていることを無視して、独自の極めて奇々怪々な財務諸表の見方を開陳して、原告敗訴とやったわけです。

それと少しだけ、設立時の現物出資は資本金に入りません。もう一つ、この純資産の部に資本準備金というところがあるのですが、そこに入ることになっています。これは企業会計でも同じです。資本金はお金（の形）で集めなければいけないのです。

貸借対照表の続きですが、貸方に入っている（繰越）利益剰余金は毎年度の損益計算における総利益が積み上げられてきたものです。つまり、毎年ここ（損益計算書の最下部）に利益が出てくるので、これはこの（貸借対照表の右側にある貸方の利益剰余金の）中に入ってきます。そして、利益剰余金が大きくなっている。その利益剰余金の内実は、どういう資産であるかは区別が全くつかないことになります。

ただ、文部科学省という主務官庁が、利益剰余金のうち、どれを経営的な努力によって浮かせたものであるかどうか。あるいは、単に事業をしないでサボっていただけのものかということを認定して、営業努力、つまり経営努力によるものについては目的積立金という名目で、自分たちの定めた目的に使ってもいい、と認めるものでしかないのです。会計基準から目的積立金が引き出されるものでは絶対にない。そこは気をつけてください。会計基準をいくら読んでも、目的積立金の算出方法は出ていません。そこに気をつけていただければと思います。

毎年度の損益計算書の総利益が積み上げられていって利益剰余金になっているのですが、「（繰越）」と書いてあるのは、企業会計では繰越利益剰余金というからです。）それはその法人が設立以来、事業によって創出してきた付加価値の総額をいいます。よろしいですか。付加価値の総額です。お金では

ありません。利益剰余金という「金」という言葉は非常に語弊があるなという気がしています。正式には利益剰余です。「金」とは限らない。だから、上がってきた利益剰余は全部償却有形固定資産、あるいは非償却有形固定資産に化けている可能性もあります。ダイヤモンドに化けているとか、土地に化けているケースはいくらでも考えられます。現金かどうかは分かりません。有価証券かもしれません。

ただ、少しだけ例外があります。これはカッコ欄に入っている言葉ですが、有形固定資産を目的積立金や国から来る施設費あるいは現物出資、そういうもので取得した場合、実は利益剰余金ではなく資本剰余金というところにくら替えをするものが存在します。そこが気をつけないといけないところです。

ただ、資本剰余金に移る部分は建物に化けるということなので、換金性が著しく落ちることを意味することになります。ただ、資本剰余金はいったん移ってしまえば、それ自体は事業でどんどん増えていくことはなく、あとは減価償却で減っていくだけですから、ある意味で言うと、これは適切な区別の仕方ではないかという気はしています。

国立大学法人は資本取引や配当を行いません。通常、企業の場合は資本準備金や利益準備金を手持ちで持っていないなければならないことが定められています。つまり、もうかったからといって、その利益を全部配当で配ってはおめだと言っているのです。少しは自分の経営を安定させるために取っておきなさいということが法律で定められています。そういうものを資本準備金や利益準備金と言っています。企業会計では、これは資本剰余金や利益剰余金にもともと含まれているのです。

ただ、国立大学法人は資本取引や配当を行いませんから、資本準備金や利益準備金は存在しません。資本剰余金と利益剰余金だけになっています。この辺りのことは企業会計を実際にやってみないとピンとこないかもしれません。要は、企業で資本準備金や利益準備金があるのですが、国立大学はどうなっているのですか、資本剰余金と利益剰余金しかないのではありませんかという質問が来るので、こんなことも書いてみました。

貸借対照表に移ります。貸方のいずれの勘定項目も、借方の特定の勘定項目に一意的に結びつけることは絶対にできません。これをやろうと思うと、すごく煩雑なことをやらなければ経営が成り立たないことになります。つまり、この事業のこの部分の費用については、ここでもうかったお金でしか絶対に支出しない形にでもしない限り、それは無理です。大きな企業では最近カンパニー制を取り入れています、あれは企業全体の財務諸表を事業所ごとに全部割ってしまい、それぞれが単独で別々の事業体であるかのように経営するやり方を採っていることを言います。それだとすると、そのカンパニーで買ったものはカンパニーのお金から出したものと言えるのです。

大学の場合、セグメントと言われるのは病院と本体ぐらいしか普通はありません。しかも、病院のセグメント情報に至ってはどの大学もそうですが、きれいな財務諸表の形にまとめていないのが普通です。そういうわけで、絶対に一意的に結びつけることはできないと思います。できるのかもしれませんが、どういうやり方をすればいいのか、よく分かりません。先ほど言ったように、貸方になる負債及び純資産は、形を変え現在の資産、借方になる固定資産や現預金やその他もろもろに移り、それが現在、実際に保有されていることに気をつけてください。

貸借対照表(BS)とは(3)

貸方のいずれの勘定項目も、借方の特定の勘定項目(資産)に一意的に結びつけることはできない。言い換えれば、貸方のいずれの勘定項目にも資産の裏付けは必ずあるが、「現金」といった、特定の資産の裏付けなどない。

これは企業会計でも国立大学法人会計でも全く同じであり、「国立大学法人特有の会計処理」とは無関係。

図 6 「貸借対照表 (BS) とは (3)」

特に現金という特定の資産、たくさんある借方の左側の項目の中の現金だけを取り出し、面白いことに、貸方にあるたくさんの項目の中の利益剰余金だけを取り出し、利益剰余金に「現金の裏付け」がないと（被告である大学法人は）言っているのです。ナンセンスだと思いませんか。もともと、どの項目にも対応しないのです。それを、この（貸方の）中の1項目を取り出し、この（借方）中の1項目とつながるかどうかだけを議論しているのです。何というでたらめを言うのだろうと、聞いていていつも思います。また、それが判決でそのまま出るのはすごいなと思います。

というわけで、これは企業会計でも国立大学法人会計でも同じです。これを国立大学法人特有の会計処理だと何度もうちの被告は言うのですが、何がどう特有なのか全然説明になっていません。後で特有の会計処理の話をしませんが、この話は全く無関係だということは、よく分かって頂けるとと思います。

岡山大学の資料に、右側に負債と純資産があり、左側に資産がある。負債のところには固定負債や流動負債があり、下のほうに純資産があり、資本金、資本剰余金、今まであがってきた利益剰余金の積立があり、それが現在の資産の全体にばらまかれていることが書かれています。ここを見ても分かるのですが、どれがどれに対応するなんて全然書いてない。

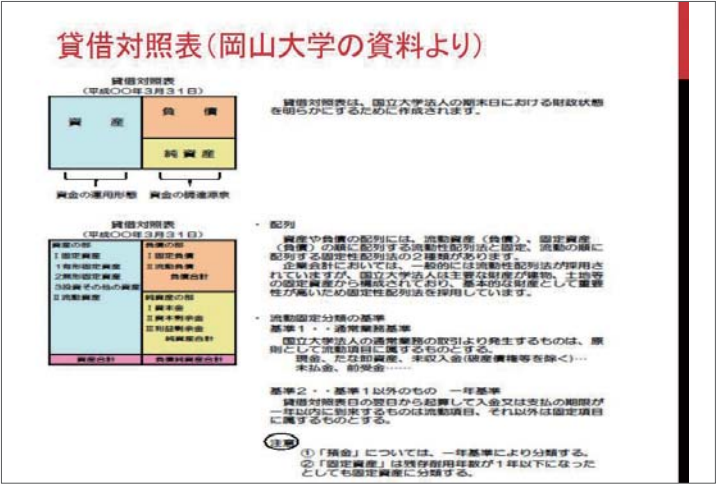


図 7 「貸借対照表（岡山大学の資料より）」

5. キャッシュフロー計算書について

かなり前までは、実は損益計算と貸借対照表だけで企業会計はずっと行われてきたのですが、あるときからキャッシュフロー計算書が出てくるようになりました。それは、こういうことです。先ほど言いましたように、損益計算書では借金の返済は全然出てきません。借金をしたことも入りません。そうすると問題があり、手持ちの現金が今いくらになっているかは、これを見ても分からないのです。

手持ちの現金がどうなっているか、損益計算書をいくら見ても分かりません。借金を返しているとか借金をしたことは、この中には入っていないので、手元に現金があるかどうかは損益計算書をいくら見ても分かりません。借金したものの利息や貸したお金の利息は出てきます。あるいは、大きな建物を買った。その減価償却分は出てくるかもしれませんが、それ以外のものは出てきません。

それで何が問題かという、先ほど少し申し上げたように、手持ちの現金がなくなる瞬間があると企業は死ぬのです。私は経営者のはしくれを、給料をもらわないで無給でやったことがあるのですが、いろいろな経営者の先輩

キャッシュフロー計算書(CS)とは

損益計算書では、実際の当該年度内の現金の出入りは分からないので、それを記述したのがキャッシュフロー計算書。現金が当座預金口座から一瞬でもなくなれば、たとえ損益計算書上で黒字を出していても、小切手や手形の「不当り」を出してしまう可能性がある。

企業経営においては、「手元に現金さえあれば、たとえ赤字であっても債務超過であっても、会社は潰れない。」という極論すら囁かれるほど、キャッシュフローの維持こそが経営者の最重要任務と思われる。国立大学法人の経営では…。

図8 「キャッシュフロー計算書(CS)とは」

に言われたのは、キャッシュフローが経営の全てであり、経営者はキャッシュフローを保たせて、毎月の給料をちゃんと払う。毎月の給料は絶対に遅配せずにきっちり払う。これが経営者のやることだ。会社が赤字であろうが、債務超過であろうが、現にそこにお金を維持することができれば、会社は絶対につぶれないと言われました。事実そうです。

ドラッカーが『マネジメント』という本を書き、それを題材に漫画や小説にした『もしドラ』（「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」という題名の略だそうです。）というものが出たのですが、そのドラッカーが『マネジメント』で言っていることもこれです。キャッシュフローさえ保たれれば、つまり常に手持ちに現金があるような状況にすればその会社はつぶれないというのが、昔から経営者の中で言われている事実であるのに、どうしてそのことにみんなあまり気がつかないのだろうかということを、ドラッカーは言っていました。

本当にそんなことを言っても、借金があったら大変じゃないかと思うかもしれませんが、最近、合併話が持ち上がっている出光興産という、株式を上場していない国内民族系の石油元売会社があります。上場していませんから資産はどうなっているか、よく分からないのです。一説によると、とんでもない借金を抱えているというのです。しかし、出光興産はずっともってきました。お金が回っているからです。現金がぐるぐる回っている間は、どんなに債務超過になろうが、どんなに赤字になろうが、面白いことに、回ってさえいれば、その会社は続くのです。なぜかという、お金が回っていますから、手形は不渡りになりません。給料は払われています。誰も文句を言いません。ですから、経営者の仕事は徹頭徹尾キャッシュフローの維持だ。それができない人間はだめだと言われました。

恥ずかしい話ですが、私は1回、給料の遅配をやってしまったことがあります。もうこれでおれは経営者失格だと思い、もう二度と会社の経営はしないことにしました。給料の遅配だけは絶対にやってはいけない。それは経営者として許されることではないと、先輩の経営者から言われました。どうしてもお金がなくなり、給料の遅配をやってしまったことがあり、おれは経営

者失格だとそのときに思い、それ以来、ベンチャーには関わらないようにしています。私は経営者失格ですから、いつもお断り申し上げます。

国立大学法人経営陣はどうでしょうか。何も考えていません。何も考えなくても運営できるように回したいがために、先ほど言ったように未収金はカウントしないで、未払金だけをカウントするという面白い発想を持っていたりします。キャッシュフローの概念がないようです。困ったものです。

6. コスト計算書について

国立大学法人特有のものですが、コスト計算書というものがあります。これは何かというと、普通企業は収入がたくさんあることはいいことです。もうかっています。お金がたくさん入ってきました。それをどう使うかはその会社の判断で、それが余れば利益ということになり、株主に配当して、いい会社だねということになるわけです。

国立大学はどうでしょう。入っているお金の幾分かは運営費交付金です。これは国民の税金です。それが多くなると、確かに国立大学法人としてはも

コスト計算書とは

その国立大学法人の運営のために、当該年度に国民が負担した費用の額を記載したもの。企業会計には存在しない財務諸表である。

損益計算書上の費用から自己収入(授業料収益や附属病院収益等)や国庫納付額を差し引き、損益外費用(損益外減価償却費等)や引当外退職給付増加見積額、引当外賞与増加見積額、機会費用(国や自治体からの有利な扱いで浮いた費用)等を足して国民負担を計算している。

図9 「コスト計算書とは」

うかっていることになります。収益が上がっていることになるのですが、国民の側から見れば、それだけ費用がかかっていることになります。極端な話、運営費交付金ゼロの国立大学法人を見てみましょうか。国民の負担ゼロです。非常に優れた企業ということになります。それから、施設費ゼロ、全部自分の自己資本で賄っています。国民の負担がどうなっているのかは、法人としての損益計算や貸借対照表の計算からは出てこないのです。

そういうわけで、コスト計算書は損益計算書の費用から自己収入分で賄っている分は差し引きます。自分で授業をやって授業料を取り、入学試験をやって入学試験料を取る。自分で稼いでいるお金については国民の負担ではありません。

それを差し引いて、それ以外に損益外費用というものがあります。それは実際にかかっている費用で、どこから捻出してそれに充てているものですが、そういうものは逆に国民に負担をかけていることになります。買った資産の評価額が毎年小さくなっていくけれども、それについて何も手を打っていない部分は当然、国民に損失を負担させていることになります。

それから、国からもらわないけれども、地元の山形県から補助金をもらいましたという場合はどうかというと、これも国民の負担です。県民の負担かもしれません。こういうものを差し引いて、自分たちがもうけたものではないことにして、その結果がこのコスト計算書になります。これは独立行政法人でも同じです。国立大学法人や独立行政法人だけに出てくる財務諸表の概念です。

岡山大学の貸借対照表ですが、字が小さくなり、よく分からなくてすみません。上の真ん中のものが損益計算書で、上の一番左側が貸借対照表です。これは損益計算書を縦長ではなく二つに分けて書いていますが、これは実はある意味があります。残高試算表（知らなくても問題ありません。）の形に合わせるために、こう書いてあるのです。

あまり気にせず、本当は1列になっているものを二つに分けただけだと思ってください。上の真ん中の下にある当期総利益が、貸借対照表の新たに積み上がった利益剰余金のところに入るようになっています。下のキャッ

シュフロー計算書で分かるのは、入ってきたお金に対し、出ていくお金を差し引いたものですが、残った分が期末残高ということになります。

期末残高がどんどん減っている場合は、どんなに損益計算書上、利益が出て、どんな貸借対照表上、財務構造がよくても、危ないのではないかという話があります。一番右側がコスト計算書という国立大学法人独自のものです。右側の一番下は利益金処分案で、これはあまり関係ありません。こんな関係になっていることが岡山大学のホームページを見ると出ています。

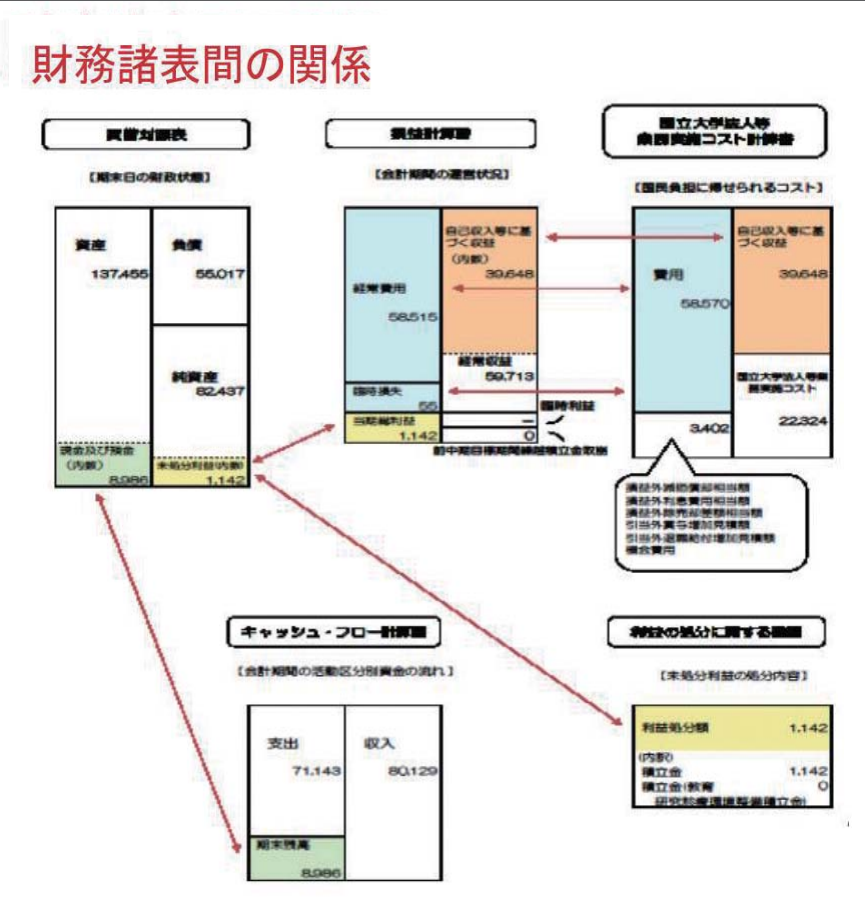


図 10 「財務諸表間の関係」

7. 企業会計と国立大学法人会計の主たる相違点

さて、ここから国立大学法人会計特有のところに入ります。ほぼ全部網羅したつもりです。したがって、これ以外のもので国立大学法人特有のという話は全部うそです。そこを注意して聞いてください。被告側がいろいろ言っている中に、私が話したことではない国立大学法人会計の特有のものが出てきたとすれば、それはうそです。

運営費交付金や寄附金、補助金、共同研究費という収益は、普通の企業なら入った時点で収入になりますが、国立大学法人ではこれをいったん負債に計上します。入ってきた運営費交付金や共同研究費はいったん入った時点で、資産の中の現預金がポッと増えることになります。ポッと増えるですが、増えただけで終わるのではなく、この貸方のほうに増えた分に対する運営費交付金債務というものが入ってきます。そして、両方バランスを取ることになっています。

普通は、入ってきたお金はその分の利益になり、こちら（貸方）が増え、こちら（借方）も増えることになります。国立大学法人の場合は結局、均衡会計になるように設計するために、入ってきたお金は即利益にはなりません。

企業会計と国立大学法人会計の 主たる相違点(1)

①運営費交付金や寄附金(使途目的が特定されていないものを除く)、補助金、共同研究費等の収入は、直ちに収益化せず、一旦負債として計上し、後に述べる3つの基準に従って、予算執行に応じて、順次収益化していく。使途目的が特定されていない寄附金は、入金すると同時に収益化される。

②貸借対照表において、運営費交付金や寄附金等で取得した償却有形固定資産の借方(資産の部)の金額には、貸方(負債及び純資産の部)において資産見返負債を等置し、毎年度それらから減価償却分だけが控除されていくことで、両方の金額を平衡させる。

図 11 「企業会計と国立大学法人会計の主たる相違点(1)」

いったん入ってきたお金は、ここの（大学の）利益に寄与するものにはならず、貸方の負債の部に例えば運営費交付金債務の分だけ、こちらの借方の現預金のところが同額増えます。現預金になって増えた運営費交付金の部分を何かに使っていく。少し使うと、こちらの運営費交付金債務も同じ額だけ減ります。左右同じ額になります。そのときに、損益計算書上では収益化された分が運営費交付金の収益分として収益になり、使用された同額の分が費用となって計上されることになります。

なぜ、そんなことをするかと思うのですが、企業と違い、国立大学法人は収益を上げることが目的ではなく、運営費交付金等によって国民から負託された業務を行うためにある組織ですから、お金が浮いたことがいいという方向で経営を評価することは問題があるというのが、もともとの制度設計の趣旨です。ですから、国立大学法人は一般の企業会計の視点から見ると、圧倒的にもうかっていないように見えますが、実際には負債ではないもの、つまり本当は自分のところで資産として使えるお金を全部負債としてカウントするようになっていますから、一見負債が多いような形になるようになっています。

私のところの地裁の判決は、その逆のことを言いました。一見もうかっているように見えるけれども、もうからないのだというのが国立大学法人会計だというのですが、全く逆です。一見もうかってなさそうに見え、実は本当はもうかっているのが国立大学法人会計です。入ってきたものは全部負債にしまうのです。使っていくそばから、その負債も同時に減っていくという考え方をして双方均衡させるようになっているので、見かけ上は（損益計算書上の費用に見合う十分な）現金とか（を資産として）持っていないように見えてしまうようになっています。後で流動比率の話をするので、そのときにもう1回話したいと思います。

（こうした見掛け上の負債を収益化する際の）三つの基準は期間進行基準、業務達成基準、費用進行基準の三つがあるはずですが、これも後でもう1回説明します。負債としたものを使うそばから収益化していくのです。それで（貸借対照表の）左右のバランスが合うように、あるいは（損益計算書の）

上下のプラスマイナスが合うようになっています。

ですが、貸借対照表で運営費交付金や寄附金等で取得した償却有形固定資産、建物や設備が一番多いのですが、これは借方（資産の部）のほうの金額です。資産の部に書いてある金額には、貸方、負債及び純資産の部において資産見返負債を等置します。例えば、運営費交付金で入ったお金で償却有形固定資産を買った場合、運営費交付金が入ったことによって膨らんだ現預金の部分を使って、ここ（借方）の固定資産が増えるわけです。この（使ったお金）分だけ現預金が減るわけです。

現預金がこちら（償却有形固定資産）にくら替えをするわけですが、このときに何が起るかというと、こちらに最初計上していた運営費交付金債務は使うことによって収益化されてしまいます。こちらは減るのです。左右合わないではないか。どうするかというと、新たに運営費交付金で取得したこの（借方）部分について、こちら（貸方）に資産見返負債を等置してバランスさせます。これも均衡会計になるように、損益均衡が基本だからそうになっている。現預金のもの（資産）を使って有形固定資産を取得した。そうすると、こちら（資産の部で）は単なる移動です。現預金だった金額が償却有形固定資産に移る。

ところが、ここ（貸方）に計上していた運営費交付金債務はここで使ってしまうことにより、その金額が減るわけです。そうすると、左右が合わなくなりますから、買った償却有形固定資産分だけを資産見返負債運営費交付金という形で等置させ、左右の金額が同じになるようにしてあるわけです。

おそらく、この辺りのことは大学の役員の人たちも少しも分かっていないと思います。ですから、私がここでこんな話をしていることになるわけですね。後で、資産見返負債だけではなく、資産見返負債戻入金というものも出てくるのですが、教授会でその質問をしたら、終了後に、事務方の会計が比較的よく分かっている人から呼びとめられ、「だめですよ。そんな話をしても誰も分からないのですから」と言われてしまいました。あれ（資産見返負債戻入金などの概念）が分からなくて、どうやって経営しているのかと思い

ます。

3番目は、損益計算書には減価償却費を費用計上する償却有形固定資産のうち、減価償却費を現金の形で貸借対照表の借方の現預金のほうに積み上げていくことに企業会計の場合はなるのですが、国立大学法人ではそれを全部はやりません。それをやるのは事業収益が見込まれる附属病院だけです。あるいは、農場でつくった農産物を売るところだけです。日本酒を造って売り出すのに、これだけ経費がかかりました、こういう設備を造りましたということで、減価償却費が必要な場合は自腹で何とかしてくださいという話です。

そうではなく、運営費交付金あるいは寄附金でものを買ったときには、損益計算書上に企業会計では減価償却費ときちんと出るのですが、国立大学法人会計では実は出ません。皆さんの大学の財務諸表の損益計算書のところを見てください。表側に減価償却費と出ているところはないはずです。どこに入っているかというと、教育研究経費や病院の診療経費のところに混ざって記載されるようになっていきます。それが、どれぐらいどこに混ざっているか分かるにはどうしたらいいかというと、財務諸表の後ろに附属明細書が付い

企業会計と国立大学法人会計の 主たる相違点(2)

③損益計算書に減価償却費を費用計上する償却有形固定資産のうち、減価償却費を現金の形で貸借対照表の借方に実際に積上げていくのは、それによる事業収益が見込まれる附属病院等のものだけ。他の自己資本以外で取得した償却有形固定資産の減価償却費には、損益計算書上の資産見返負債戻入金という架空の収入があてられ、それによって資産見返負債の収益化が形式上行われるだけで、減価償却費は現金としては積上らない。また、損益計算書には減価償却費が費用として明示的表示されず、附属明細書に費用区分の内訳として記載される。

図 12 「企業会計と国立大学法人会計の主たる相違点 (2)」

ています。その附属明細書のところを詳細に見ると、どの費目からいくらの減価償却費が出ているのかということが分かるようになっていきます。なんて分かりづらいのだろうと思います。いいかげんにしろと言いたいのですが、実際にそのように書かれているので致し方ありません。

例えば、費用の例としては教育研究経費、診療経費などの項目の中に、実は見合いの償却有形固定資産の減価償却費が含まれています。ところが、減価償却費に対応する費用が含まれているのですが、(損益計算書に明示される形では) 書かれていません。ということは、本来その分だけこの(損益計算書の) 利益が圧縮される形になるはずです。しかし、運営費交付金や寄附金、授業料収入で建物を建てた場合は、自分で現金を積み上げないでいいのです。

そうすると、減価償却費分だけ、こちら(貸借対照表の貸方)の利益剰余金が減りますから、左右が合わなくなるじゃないか。どこから入れればいいのかという話ですが、すごいことをやるのです。減価償却費は、大学の場合は企業とは逆で上のほうに書く(形になる)のですが、減価償却費の分だけ収益のところに資産見返負債戻入金という減価償却費と同額(の架空の収益)を損益計算書に入れることでバランスさせ、収益構造にそういう償却有形固定資産の減価償却費が反映しないようになっています。

こちらの貸借対照表のほうでは、(借方)固定資産が減った分だけ(貸方の)資産見返負債が減ることになります。同じ分だけ減りますから、左右はバランスします。損益計算書上では、費用のところの(例えば)教育経費の中に紛れ込ませてある減価償却費の分だけを補うための、架空の資産見返負債戻入金が収益のところに入ることになっています。これは国立大学法人会計基準特有のやり方です。

これも実は理由があり、講義や研究は本来、国民から負託されて国立大学がやることだから、それについては事業で利益が見込まれないものである。だから、それらについてまで各法人が責任を持つような内容ではない。それはもともと全部使ってもいい形でやって来た運営費交付金で賄っている分には、その減価償却まで責任を負わせるのは酷ではないか、間違っているの

はないかということから、このようになっています。

ただ、附属病院や日本酒を造っていくらもうかりましたという事業をやっているところについては、収益がはじめて見込まれる事業をやろうとしているのだから、自分でちゃんと減価償却費の積み上げをやり、設備の更新のときには自分でやってくださいということになります。

したがって、附属病院は常に自分が整えた借金でも自己資本でもそうですが、設備の減価償却分を確実に病院のところで利益として上げていけないといけない。利益というのは最終利益のことではありません。収益構造の中で上がり（収益）として上げておかないと減価償却ができなくなってしまうのです。病院経営は非常に大変だと思います。

減価償却費は一番下に書いてあるように、費用区分として明示的に書かれずに、附属明細書に費用区分の内訳として、例えば先ほど言ったように教育研究経費や診療経費の中に内訳として記載されます。だから、普通企業会計を知っている人は、「減価償却費はどこにあるの」と大学の損益計算書を見て言います。どこにも減価償却費はないじゃないか。いや、あるのです。（各費用項目の中に）紛れ込んでいるのです。

ここでまた例外が出てくるのですが、国からの現物出資や施設費、目的積立金などを使って取得した償却有形固定資産は資産見返負債を等置することすらしません。どうするかというと、現預金から固定資産のほうに移った建物の部分は、先ほどは資産見返負債を等置させたのですが、施設費や目的積立金で固定資産を取得したときには、こちら（右）側（貸方）に資産見返負債を等置するのではなく、先ほど資本金と資本剰余金があると言いましたが、その資本剰余金のほうに入れてしまいます。同じだけ資本剰余金を増やすことで左右のバランスを取ります。

しかも、この場合はもっとすごくて、先ほどは資産見返負債戻入金という架空の収益を損益計算書上で入れ、一見減価償却をしているように形だけは整えたのですが、形も整えません。（減価償却に伴う）損益計算を一切やらない。こちら側（借方）の（償却有形固定）資産が減ったら資本剰余金を減ら

す。そういうやり方をする事で、貸借対照表だけバランスして、損益計算書にはそういうものは一切入らないようになっています。

すごい話ですが、実際にそれをやっているのです。ですから、(目的積立金を資金源として)建物を建てた瞬間に(貸借対照表の貸方の)目的積立金がドンと下がり、(その分だけ)資本剰余金がバツと増えたところが、たぶんあちこちの大学であると思います。施設費、目的積立金で償却有形固定資産を買った場合は、資産見返負債を対置せずに資本剰余金のところだけを増やし、損益計算には全く反映させず、両方の額を減価償却に相当する分だけを毎年同じように左右減らしていく。こういう形でバランスさせます。

こういうことをやるのは施設費や目的積立金の場合だけではなく、非償却有形固定資産、(ここに美術品と書いてありますが、土地のほうが額は大きいと思います。)土地や美術品のように減価償却をしない資産についても資本剰余金のところに(貸方中の調達源泉のうちその費用調達の財源になったところから同額の金額を)入れます。ただ、そういう土地や美術品の場合、値段は一応下がらないことになっています。取得価額で管理するので、減価償却は起きないので資本剰余金もその分は減らないことになります。

以上が企業会計との大きな違いの4番目です。

企業会計と国立大学法人会計の 主たる相違点(3)

④国からの現物出資や施設費、目的積立金などによって取得した償却有形固定資産の借方の金額には、貸方の資本剰余金の増額分を等置させ、毎年度、それらから減価償却分を直接控除することで、両方の金額を平衡させる。それらの減価償却費は損益計算書には費用計上されず、附属明細書の損益外減価償却費に記載される。

また非償却有形固定資産(美術品など)を取得した場合も、資本剰余金にその金額を等置させて処理する。

図 13 「企業会計と国立大学法人会計の主たる相違点 (3)」

5番目は運営費交付金収入、授業料収入、寄附金収入、補助金収入の収益化の基準には先ほど言った期間進行型、費用進行型、業務達成型と三つあります。運営費交付金においてはこれら三つの型全てが存在するのですが、その期間進行型というのは、例えば大学の授業は1年間通して行います。何月の費用はいくらだというように特定するのは難しいですから、そういうものについては12カ月で割り、均等に使っていく形にするので、4月分の期間進行基準のものについては4月が過ぎたら収益化されて使われたことになる。しかし、実際の現金の支出はそれとは異なっているのですから、毎月手持ちの資金残高が上に行ったり下に行ったりすることになります。

費用進行基準というのは、これを買うからこの予算を使いますというように決まっている場合は、買ったときにこちら（借方）の現預金がなくなる分だけ、例えば（財源が）運営費交付金であれば（貸方の）運営費交付金債務の部分が減るのですが、そういうものについては買ったときだけ、それが起きるようにします。だから、何月とは決まっていません。買ったときだけ減らせる形にします。

業務達成基準ですが、この業務を達成するための部分ですから、その業務

企業会計と国立大学法人会計の 主たる相違点(4)

⑤運営費交付金収入、授業料収入、寄附金収入（使途目的が特定されていないものを除く）、補助金収入等の収益化の基準には、期間進行基準、費用進行基準、業務達成基準の3つがある。各年度で収益化が図れなかったものは翌年度に繰り越される。ただし、運営費交付金収入、授業料収入、及び使途目的が特定されていない寄附金収入は中期目標期間(6年間)を跨いでは繰り越されない。

図 14 「企業会計と国立大学法人会計の主たる相違点 (4)」

が達成されない限りは、入ってきた運営費交付金については貸方のほうには運営費交付金債務が等置されたままになります。したがって、年度をまたいで前年度の運営費交付金から入った運営費交付金債務が残っているところがたくさんあります。

財務諸表を見られた方は気がついておられると思いますが、（年度末に運営費交付金債務が）残っています。それは、この業務達成基準や費用進行基準の場合は、使っていないとか業務が達成されていない場合は翌年度に持ち越して運営費交付金債務が貸方に残ったままで、その分に対応する現預金が借方のほうに残っていることになります。

ただし、中期計画末でチャラになります。運営費交付金債務は中期計画を跨いでは残りません。また中期計画の終わりで残っているような利益剰余金があった場合には、目的積立金も含め、全部を一つの積立金に整理して、文科省の裁きを待つわけです。そのうちの一部は前中期目標期間繰越積立金という形になり、法人のもとに残され、それ以外は国庫に返納という形になります。

ですから、前は年度単位だったものが6年度単位になったとお考えいただくと、ちょうどいいかもしれません。中期計画をまたいで、これらのものについては繰越されません。

寄附金は使途の目的が特定されているものは寄附金債務を等置しますからその点では運営費交付金と同じことになりますが、寄附金はものによって扱いが違います。使途が特定されているものについては、もしこれで償却有形固定資産を買った場合には、資産見返負債が等置され、（もしそれが収益を期待できない事業に供されるものなら）減価償却にあたってはその分だけの資産見返負債戻入金寄附金がついて処理されることになりますが、使途目的が特定されていないものについては、そのようになりません。

使途目的が特定されていない場合はどうなるかというと、入金時に一括して収益計上され、その現金は、6年たって中期計画をまたいでしまうと（文科省にその残額に関わる経営努力が認められない限り）なくなってしまいます。皆さんのところで奨学寄附金が残っている先生方、なぜ奨学寄附金が

残っているかという点、それは先生方を特定して入っている寄附金なので中期計画をまたげるのです。だから、中期計画をまたげないのは使途目的が特定されていないものです。

寄附金収入の部分で中期計画をまたげないのは使途目的が特定されていないものだけです。寄附金債務は中期計画をまたげるのですが、またげるのは寄附金の目的が定まっているもので、寄附金の目的が定まっていない（収益化され、利益剰余金に含まれてしまった）ものについては（文科省に認められない限り）またげません。

6 番目ですが、各年度の総利益の蓄積が貸借対照表の貸方における利益剰余金となっていくのは企業会計と全く同じですが、それらは目的積立金と積立金に分けられるところが国立大学法人特有のものだと思います。その目的積立金は会計基準だけによれば、書かれているのは主務官庁である文部科学省に経営努力の成果として認められた分ということになっています。会計基準ではそれしか定められていません。「現金の裏付け」がある、なしなんていう言葉は、会計基準の中には一切書いてありません。

企業会計と国立大学法人会計の 主たる相違点(5)

⑥各年度の総利益の蓄積が貸借対照表の貸方における利益剰余金となっていくのは企業会計と同じだが、それらは目的積立金と積立金に分けられる。目的積立金は積立金のうち、当該国立大学法人の経営努力の成果として、文部科学省に認められた分。

⑦目的積立金は通常は予め特定された使途(実際はかなり包括的に定められる)にしか使用できないが、積立金とともに、当該年度の損失を補てんする目的には使用できる。

図 15 「企業会計と国立大学法人会計の主たる相違点 (5)」

7 番目ですが、目的積立金は通常あらかじめ特定された使途にしか使用できないことになっていますが、たいがいはいは教育研究なんとか積立金という曖昧模糊とした名前になっていて、いろいろなことに使えるようにしています。例えば、特定の施設名が冠されていて、それを建てるためにしか使えない目的積立金は、私が知る限りではあまり見たことがありません。ただ、文科省的には目的積立金は「現金の裏付け」があり、積立金は「現金の裏付け」がない部分だという説明も 1 回行われたようですが、面白いことに、国立大学法人会計基準によると、「現金の裏付け」のないはずの積立金から、損失が生じた場合翌年度に持ち越さないようにその補てんができます。面白いですね。

利益剰余金の中に目的積立金があるけれども、目的積立金は現金の裏付けがあるけれども、積立金は「現金の裏付け」がありませんというのであれば、もしある年度で損失が生じた場合、翌年度に持ち越さないように補てんすることができるのは目的積立金からだけのはずです。「現金の裏付け」があるのは目的積立金だけなのですから。

ところが、国立大学法人会計基準を見ると、積立金で（損失を）補てんできるようになっています。事実、山形大学は積立金から補てんしています。しかし、「現金の裏付け」はないそうです。そういう判決にもなっています。これはどうしたらいいのか、よく分かりません。損失が生じた分を補てんできるけれども、これは「現金の裏付け」はない。裁判官が判決の中で使っている言葉が面白くて、「帳簿上のものにすぎない」そうです。だとすれば、国立大学法人会計基準の「真実性の原則」はどこに行っちゃっているのだという話ですが、堅いことは言わないほうがいいらしいです。しかし、とんでもない言い方だと思います。

しかも山形大学はもっとすごくて、前中期目標期間繰越積立金を次の中期計画の事業費に充てています。判決では、前中期目標期間繰越積立金は目的積立金ではないのだから「現金の裏付け」がないとはっきり書いてあります。しかし、事業の財源にはなるそうです。そういう判決だったのです。これは参りました。これは反論するとか反論しないという話ではありません。ある

意味で画期的な判決だと私は思いました。いや、驚きました。

そういうわけで、積立金も目的積立金も前年度の損失を補てんに使用できます。補てんできるけれども、「現金の裏付け」がないと文科省が言ったことが1回あるらしいのですが、最近はさすがに言っていません。が、被告は言っています。あと、事業資金に前中期目標期間繰越積立金を充てることができる。そういう中期計画を出しているのです。この財源については前中期目標期間繰越積立金を充てると書いてあるのです。しかし、「現金の裏付け」はないというのが大学の主張です。完全に矛盾しているのですが、それを判決は認めています。これもわれわれはどうやって覆すというか、はじめから覆っているのです。びっくりしています。

8 番目です。目的積立金は中期目標期間の最終年度には未処分利益と一緒に積立金にまとめられ、その一部が法人の経営努力によるものとして前中期目標期間繰越積立金として文部科学省に認められ、次の中期目標期間に繰り越されます。それ以外の積立金、認められなかった分は国庫に返納されます。前の中期目標期間の繰越積立金が残っている場合は、同じように一緒に積立金にまとめられ、上記の処理の対象になります。

企業会計と国立大学法人会計の 主たる相違点(6)

⑧目的積立金は中期目標期間の最終年度には、未処分利益と一緒に積立金にまとめられ、その一部が、法人の経営努力に因るものとして、「前中期目標期間繰越積立金」として文部科学省に認められて、次の中期目標期間に繰り越される。それ以外の積立金は国庫に返納される。前の中期目標期間の繰越積立金はまだ残っていた場合も、同様に積立金にまとめられ、上記処理の対象になる。

図 16 「企業会計と国立大学法人会計の主たる相違点 (6)」

どういう基準で繰り越しているのか、よく分からないのです。私はいまだにどうやって計算しているのか分からないのですが、もしも前中期目標期間繰越積立金を全部国庫に返納ということになってしまうと何が問題かという、病院のように自腹で、あるいは借金をして施設、償却有形固定資産を取得して、その減価償却をやっている場合、まだ建物の残存価額が残っている場合、繰越積立金の中には将来の減価償却費分が実は含まれています。ですから、それを先に巻き上げてしまうと、減価償却をその分だけできなくなるので、それはいくら何でもむちゃだろうということで、それはさすがに法人に残ることになっています。それだけではない、つまり事業に展開できるような財源になる部分が入っていることは一体どういうことだろうか。ここは私もまだ分かっていません。視力がだいぶ衰えたのですが、いくら見ても数字のつじつまが合う計算が私はまだできていないので、そこは正直に私も分からないと申し上げておきます。山のような書類を見たのですが、よく分かりません。

8. 運営費交付金債務等の三つの収益化基準について

先に述べたように、運営費交付金の収益化には三つの基準があります。期間進行基準、費用進行基準、業務達成基準があり、翌年度に繰り越されているものは費用進行基準のものと業務達成基準のものだけなので気をつけてください。それらは収入にはなっていますが、収益にはなっていません。つまり、損益計算書上の収益にはなっていません。ところが、キャッシュフロー上は収入になっていますから、その全額が載っているわけです。

キャッシュフロー上の運営費交付金収入と損益計算書上の運営費交付金収益とは金額が違っていることにお気づきだと思います。それは収益化されていない運営費交付金収入がキャッシュフローの中には含まれているけれども、損益計算書上には含まれていないからです。いま自分でこんな説明をしていて、なんて分かりにくいのだと思います。

期間進行基準や費用進行基準や業務達成基準ということで運営費交付金は収益化されていきます。運営費交付金が最初にドカンと、つまり、その年度に入った分のお金はキャッシュフローには実際にお金が入っているわけですから、その分の金額が全部出るのですが、損益計算書上の運営費交付金収益には収益化されていないものがありますから、残っている部分があるわけです。それが貸借対照表では運営費交付金債務になっているのです。なぜかというと、こちら（損益計算書上）で収益化されていませんから。その分がキャッシュフロー上の運営費交付金収入と損益計算書上の運営費交付金収益との差額になっています。

しかも、これはややこしくて、（ここで示している例では）単年度の繰り越しになっていますが、中期計画期間中は何年も繰り越しますから非常に分かりにくいです。今までの累積でなく、6年間の中期計画が終わった時点できれいさっぱりなくなるというか、前年度と前々年度と前々々年度の運営費交付金で費用進行基準や業務達成基準に残ってしまったものが尾を引いて残っているところが、いくらでもあると思います。よろしいでしょうか。本当に分かりにくい話でごめんなさい。

運営費交付金債務等の3つの収益化基準

1. 期間進行基準

当該年度の事業期間の進行に従って、収益化してゆく。

2. 費用進行基準

当該事業のための支出がなされた時点で収益化する。

3. 業務達成基準

当該事業の達成段階に従って、収益化する

図 17 「運営費交付金債務等の3つの収益化基準」

9. 国立大学法人の支払い能力を測る貸借対照表上の指標

大学の支払い能力です。お金をどれぐらい払えるかという基準で、これは高橋先生も私も全く同じ意見だったのですが、まず流動資産がどれぐらいあるか。この貸借対照表の現在の資産をあらわす借方の分、ここに現預金としてあるものがなかったらキャッシュがないわけですから払えないです。だから、一番重要になるのはこの借方、つまり資産の部において払える現預金があるか。それが第1です。会社の場合も同じです。それが支払い能力です。必ずしも現預金とは限らなくて、例えば短期的な有価証券、譲渡性預金（CD）のようなものも、即時換金可能ですから流動資産の中に含まれます。

もう一つ、公認会計士によっては、高橋先生もそうだったのですが、流動資産だけではなく、固定資産に含まれる、つまり長期的に持ったままにしておくものの中にも有価証券はあるじゃないか。例えば、山形大学でいうと大阪府の公債や10年ものの国債などがあります。それは普通、しょっちゅう売ったり買ったりするものではないのですが、売る気になれば売れますので、それも換金可能な資産として支払い能力資産という形で一緒にしたほうがいいのではないかとっておられました。新潟大学の意見書を出された田中公認会計士もそのような意見を言うておられました。

私はここで厳しめに流動資産だけで見たいと思います。流動資産の額が全部の支払いに耐えられるだけのものがあるかどうかということが、まず第1です。

それから、先ほどから大批判をしている利益剰余金についてです。「おまえ、（さっき）これは関係ないと言ったのに、なぜそれを出すのだ。」と言われてそうですが、実はこの利益剰余金に関係してくる部分もないことはないのです。先ほど言ったように、法人設立後に事業活動の部分で生み出された付加価値の総額です。これがゼロ、つまり枯渇してしまうようなことになった場合は何が言えるかというと、その法人、その企業体、その組織が、設立されたときよりも事業によって総資産を減らしているということです。

もちろん資本剰余金に移った部分があるから、必ずしも総資産が実額で減っているとは限らないのですが、少なくとも事業活動に関わる部分について、その法人が設立したときよりも資産を減らしていることになります。これは通常法人の経営上の耐性が失われていると見られることが多いです。ただ、枯渇しなければいいのです。枯渇してしまうようなことさえ招かなければ、流動資産があれば十分払えることになります。

では、枯渇している国立大学法人はあるのかということですが、あります。島根大学です。完全に枯渇させています。それと原告団の中にも入っておられるのですが、和歌山大学は（給与減額分を支出したら）ほぼ枯渇ではないですか。ですから、（利益剰余金）が枯渇している場合は、現預金がとりあえず払えるだけあったとしても、出すのは厳しい。（出せば）経営耐性がすごく弱くなってしまうけれども、そんなことができるのですか、という反論が成り立つてしまうところがあります。

ちなみに、新潟大学も山形大学も金沢大学も含め、どこもそうですが、利益剰余金もうなるほどあるので、何があっても絶対に枯渇しません。いうことで、（これらの大学については）1番目と2番目はクリアです。

3番目の流動比率です。これは貸方と借方両方に関わっているものですが、

**国立大学法人の支払い能力(短期的経営安定度)
を測る貸借対照表上の指標(重要度順)**

1. 流動資産(借方)

現預金及び評価額で即時換金可能な資産

2. 利益剰余金(貸方)

法人設立後に事業活動で生み出された処分が比較的容易な付加価値の総額なので、これが枯渇している場合は、当該法人の経営上の耐性が失われている。

3. 流動比率(借方・貸方)

流動資産の流動負債(1年以内支払わなければならない借金)に対する比率のことで、100%を下回っている場合、(業界に依るが)経営上の耐性が低くなっている。国立大学法人の場合、運営費交付金債務のような形式的な負債も計上されているので、これが100%以下だからといって、経営が不安定とは限らない。

図 18 「国立大学法人の支払い能力を図る貸借対照表上の指標」

左側が流動資産で、右側は貸方の流動負債の部です。流動負債は長期負債と違い、1年以内に支払わなければならない短期の借金です。先ほど言った買掛金等です。近所の飲み屋のツケもそういう意味では流動負債です。家のローンは長期負債です。固定負債です。

それと分かっていただけないかと思います。(流動負債というのは)1年以内に支払わなければならない借金のことを言います。持っている流動資産が流動負債を下回っていると、業界にもよりますが、経営の耐性が低くなっていると見られがちです。国立大学法人の場合は、これが100%以上なら絶対に大丈夫だと私は思います。これは何を意味するかというと、その年度中に払わなければならない当面の短期の借金を、全部その年度の当初に払い切った(そんなことはまずありませんが)としても現金(もしくは即時現金化可能な資産)が残るということです。ですから、流動比率が十分高いかどうかということが重要です。

ただ、流動比率100%下回っているからダメかという話ですが、これは業界によります。例えばメーカー、原材料を全部仕入れ、発注を受け、つくり、売って、お金が入り、やっと現金が戻ります。こういうところの場合は、だいたい流動比率200%が安定の指針だと言われています。少なくとも100%を切ってしまうと、メーカーの場合は絶望的に危ないという話になります。なぜかというと、その年に売的商品分だけ先に原材料を買わなければならないのです。

ところが、日銭が入る商売、例えば小売業、大規模小売業、そごうや三越の流動比率を見てみると50%台だったりします。理由は簡単で、毎日日銭が入るのです。こういうところはキャッシュフローが絶対に確保されていますから、年度当初、要するに貸借対照日のところで流動比率が50%程度であったとしても何とかあります。ほとんど問題になりません。個人商店の方で財務諸表をつけている方はいないと思いますが、流動比率などで見た場合、(業態にもよりますが)個人商店で100%あるところはまずありません。しかし、小売店の場合は毎日日銭が入るので大丈夫です。一番中間的なのはホテルなどです。これは100前後で十分だろうと思います。

大学など教育機関も、どちらかというとホテルに近いかもしれません。一応、授業料や入学金という計算できる収入があるとき必ず入ってくる点では日銭が入る。手数料収入とか病院も毎日の診療収入があるように、日銭が入る部分もあるのですが、逆に共同研究費や受託研究費とかその他もろもろの補助金は計算ができませんので、だいたい100%ぐらいで十分ではないか。

特に大学の場合、固定費が多いのです。例えば設備を維持するための費用や人件費、水道光熱費などの固定費ですが、業務を全くやらなくても従業員に給料を払わなければいけないし、設備を維持しなければいけません。最近、うちではP2の施設をどうするかということが問題になっていますが、P2の中に遺伝子組み換えの微生物があったりした場合、これを（外界に）逃がすわけにはいかないので、研究がたとえ途絶したとしても、（それらの処理がなされない限り）P2の施設は電気を使い、設備を使って維持しなければいけないわけです。そういう固定費があります。

ホテル等は典型です。ホテルは満室であろうが、空室がたくさんあろうが、その日1日の固定費用はあまり変わりません。そうなる何が待っているかというと、ホテルの場合はどんなに割引をしても部屋を埋めたほうがいいのです。なぜかという、かかる費用は毎日同じだからです。なぜ安いホテルの部屋ができるかというと、実はそういうからくりがあります。飛行機のディスカウントのチケットも同じです。飛行機を飛ばして着陸させる。これは空っぽでも満席でも費用は同じです。それならディスカウントしてでも客席を埋めた方がいい。固定費が多いところは、そういう作戦ができるのです。

国立大学法人もやろうと思えばできます。エクステンション・スクールなどをやると結構もうかる商売が展開できるのです。そういうことを考えると、それを全くやらなかったとしても、固定費が圧倒的に多く、日銭が入る部分があることからすると、100%あれば安泰だろう。一番大事なことは、払える流動資産がありますかということです。払える流動資産があったとしても、それを払ったことにより、利益剰余金を枯渇させる。つまり、設立時の総資産をより減らす方向に経営が進んでいませんかということが二つ目です。その二つがクリアされた上で、さらに流動比率が100%を超えていれば盤石で

す。これであつぶれるような会社はありません。

ましてここに書いてあるように、流動比率は流動負債に対する流動資産の割合です。先ほどご注意申し上げたと思いますが、普通の企業なら負債にカウントしないようなものを全部負債にしています。運営費交付金債務、寄附金債務、授業料債務、全部債務にしている。しかも、全部短期負債です。ということは、流動比率で考えると、(現在)ある現金(もしくは即時現金化可能な資産)に対し負債が非常に大きいということです。

山形大学の場合、運営費交付金債務、授業料債務、寄附金債務等々を全部足し合わせて100%を超える流動比率でした。通常の企業会計で流動比率を算出し直すとどうなるかというと、私たちの大学の場合135%位になります。やり方にもよりますが、130%から140%の流動比率になります。もう盤石も盤石、どこをどう叩いても潰れるものではありません。それは常識だろうと思っていましたが、どうも裁判長の頭の中では常識ではないようです。

10. 国立大学法人の長期的財務の問題

① 分担金

ただ、それは短期の場合だと言われるかもしれません。長期的に借入金の返済が難しくなるんじゃないかと。分担金はどこ(の医学部を持つ国立大学法人)も持っておられると思います。旧大学財務・経営センター(現大学改革支援・学位授与機構)にこの4月から名前が変わりました。機構長は前神戸大学長・福田秀樹先生です。そこに分担金を持っています。この分担金は何なのかと思われる方がいるかもしれませんが、分担金は国立大学を法人化する前に旧大蔵省資金運用部が郵便貯金を原資として国立大学附属病院関係について、1兆円の財政投融資をやっていますが、それに関係しています。医学部附属病院を持っているところにその負債をばらまいて割り当てたものが、分担金と称するものです。これは医学部のあるところは持っているのですが、どこも一応、分担金は順調に返しているようです。私たちの大学も分

担金を相当返しまくっていて、もうそろそろなくなりつつあるのではないかと思います。

ただ、残念ながら、分担金はちゃんと返しているのですが、その分担金の何倍も借入をしています。法人設立時には一切合切合わせた負債が100億円なかったのですが、現在、分担金も合わせた総負債は200億円ぐらいあると思います。山形大学は法人化以降、100億円近く増やしたことになります。たぶん、新潟大学や金沢大学はもっと多いのではないかと想像します。

最近、ほかの大学の財務諸表を見ないようにしています。いろいろなことに気が付いてしまうので怖くて、知り合いがいると顔を合わせたときに非常に合わせにくいのです。知らなければこちらの顔に反応がないものですから、なるべく（他の国立大学の財務諸表は）見ないようにしています。このあいだ和歌山大学の知り合いに会ったとき、非常に苦しかったです。正直に知っていることを全部話しましたが、どう考えてもいやなものです。「財務的に見ると、おたくはかなり厳しい」と言わなければならないのです。島根大学の人のときも私は苦しみました。黙っているのもなんだから言うけれどもと、言っています。

そういうことで、借入金（分担金）の今の状況については各大学で注意し

国立大学法人の長期的財務の問題

1. 借入金(分担金)
2. 資産運用
3. 国民負担を伴わない自己収入確保
4. 運営費交付金の算定

図 19 「国立大学法人の長期的財務の問題」

て見ていてください。それがどういう形で返されているのかということを見て、その上で長期債務の問題があるかないかということ、ゆっくり判断されたほうがいいと思います。

ただ、面白いことに、どこの大学も長期債務の問題を被告側が理由にしているところはあまりないと思います。あったら後で教えてください。ざっと見た感じでは、長期債務問題を未払賃金の問題で理由に挙げている大学はあまりなかったと思います。実は、山形大学の場合は、苦し紛れだと思いますが、最終準備書面は、向こうは出せなかったのですが、その手前に向こうが出してきたものの中に、長期的に困ることになるというような表現がありました。どこがどう困るか最終準備書面で反論しているのですが、意見書の中で言葉を濁しています。もしあれが続いていたら、求釈明をこちらでやっていたと思うのですが、結審してしまいましたので、それはせずじまいになっているのですが、出してくる可能性がないわけではないので、一応見ておいてください。

長期債務は、附属明細書の中に、あるいは貸借対照表の貸方の債務、上の半分の債務のところに長期債務、要するに固定負債、短期債務、流動負債の形で整理されていて、固定負債の中に借入金とか書いてあるはずですが。それから、流動負債のところには未払金とか前受金とか、そういうものが入っていると思います。

②資産運用

それから、資産運用のところですが。どこも有価証券を持っておられると思いますが、うまく運用している形跡があるところがあまり見当たらない。あるのかもしれませんが。私がちゃんと見たくないせいもあり、よく分からないのですが、少なくとも山形大学の場合はうまく資産運用をしているような感じはしません。放ったらかしです。公債か何かでやっているのですが、置いたままで、これだけいろいろなものが乱高下しているときに、うまくやるともう少しもうけられる、と言っではいけないのですが、普通にやればもう少しうまくできると思うのですが、放ったらかしになっているところがありま

す。放ったらかしにしておき、長期的にどうのこうのと言い始めるから、どの面下げてそんなことを言うのかと思います、平然とおっしゃいます。

③国民負担を伴わない形で自己収入

面白いことに、今回の判決でも出てきたのですが、国立大学法人は収益事業ができないと断言します。うそです。収益授業をやっています。病院があるじゃないですか。農産物を売っています。うちの大学は日本酒を売っています。パンも売っています。それは収益事業ではないのか？立派な収益事業です。

国立大学法人会計基準上も収益事業です。何なら国立大学法人会計基準をじっと見てください。「収益」という語の定義が書いてあります。収益の定義がある国立大学法人会計ですが、収益事業は禁止されていると(被告は)言っていました。どこが…？もう分かりません。判決でも収益事業はほとんどできないような、さすがに禁止されているとは裁判官は言わなかったのですが、非常にやりにくいと言っています。本当はそういう収益事業もできるような法体系になっています。

事実、旧大学財務・経営センターの客員研究員の方が、なぜ大学の収益事業が伸びないのかという論文を書かれていました。いいですか。国立大学財務・経営センターの客員研究員が国立大学法人の収益事業が進まないことの懸念を表明しているのです。国立大学法人会計基準、あるいは独立行政法人通則法の規定によれば、収益事業はその法人の目的から出てはいけませんが、その法人の目的に合致する範囲内では禁止されているとは言えないと、その方は書いておられました。国立大学財務・経営センターの職員の方がそう書いておられるわけです。すごいと思います。ですから、本当はそういう自己収入確保ができるはずなのに、やっていません。

山形大学の場合は学術指導契約、要するにコンサルティング契約のひな型を持っています。一昨年、工学部だけで学術指導契約だけで1億円近く稼いでいると思います。学術指導契約はコンサルティング契約ですから、大学の設備を一切使わずに、先生方のここだけ(頭を指さす)でもうけられるのです。

私も学術指導契約をいくつか持っていますが、全部合わせると150万円ぐらいあります。大学の設備も何も使いません。アドバイスを求められるときにメールで返事を出すぐらいのものです。たまに大学にやってきて相談していきませんが、ほとんど何の費用も使いません。丸々、大学の利益になります。

しかも、そうやってわれわれが稼いだお金を15%オーバーヘッドで（大学は）はねるのです。共同研究というと30%はねるのです。濡れ手で泡です。そんなことをやっているのに、収益事業は一切禁止されていると大学は主張されています。よく言うよ、と思います。国民負担を伴わない形で自己収入の確保もできるのです。やればできるのです。やっているけれども、やっていないことにしているだけです。

運営費交付金の算定のところが今後どうなるかは、私にはとても分かりません。外形的な基準、学生数や教員の数などで一般運営費交付金は決まっているようですが、大学によって差がついているのは特定運営費交付金あるいは指定事項経費のほうで、運営費交付金全体のことを考えると、一般運営費交付金（のような外形基準に依る部分）の比率はどんどん下がっています。

山形大学の場合で言うと、実は運営費交付金は総額で見ると設立以来ほとんど変わりません。やや微増ぐらいです。しかし、一般運営費交付金の分がずっと毎年のように削られているので、それを特定運営費交付金や指定事項経費やその他もろもろで補った結果として、前と同じような額になっている形です。この辺りは向こうが言い出してきていないので、今のところ、どこも問題になっていないと思いますが、一応、心の隅には留めておいたほうがいいのではないかという気がします。

おわりに

ガ バランスのことをここのところずっと思うのですが、財務問題もそうですが、大学の理事の方々は何も知りません。驚くほど財務に無知です。何も知らないで「自治」ができるのです。そういう人たちと裁判で戦っ

ているのは何ともむなしい感じがします。二言目には国立大学法人特有の会計処理によってと言うのですが、どこが特有なのか。先ほど言ったようなことがどこにも入っていないことを、あなた方は言っているではないか（と彼らに私は反論したいのです）。それは一つには、彼ら自身がそのように小耳にはさむと、それが事実だと思ってしまう程度の能力しか持っていないということだと思います。そのため、文部科学省は国立大学の運営にそれなりに介入せざるを得ないことにもなりつつあるわけです。

財務だけではありません。私の大学はほかにもいろいろな問題を起こしています。いずれ全国紙を騒がせることになると思うのですが、先ほどのP2の施設の中に入っている微生物のPCBを微生物に食わせるという研究をしている寄附講座があったのですが、これをいきなり廃止してしまったのです。しかも財源はあったのです。それは、その寄附講座の責任者の教授が自分でお金を持ってきていました。持ってこいと言われたから持ってきたのですが、その奨学寄附金や学術指導契約の申込書を全部握りつぶして寄附講座をつぶしたので、当然その方（年度更新契約の教授）は任期切れで雇止めになったのですが、当事者能力のある専門家が1人もいなくなりました。残ったのは遺伝子組み換えを含む微生物とPCBです、しかも、極めて揮発性の高い。ど

まとめ

国立大学はそのガバナンスを維持するための人材育成や体制づくりを全く行わないまま、法人化してしまった。その結果、その組織の当事者能力の無さが極端な形で顕在化し、それが文部科学省の国立大学運営への過剰な介入を正当化する根拠になりつつある。わけでも、その財務運営における国立大学の当事者能力の無さは、その深刻さから、大学側が文部科学省による制御を要請しているかの如き感すらある。もし、国立大学における「大学の自治」を本気で守るつもりなら、その構成員一人一人が、その財務の基本を理解しておく必要がある。さもないと、国立大学の中からそれを運営する能力を持った人材が育つ環境は、永久に失われてしまうだろう。

図 20 「まとめ」

うするのですかという話が、これからたぶん問題になってくると思います。もう地元の新聞では取り上げられています。

それから、きのうの河北新報に出ていたものですから、ジクロロメタンというかなり有害な有機物があるのですが、調べたところでは、これが15トン環境中に山形大学から放出されていた。これは本当かどうかまだ分かりません。ただ、15トン買っているらしいのです。それがどこにもない。二つ可能性があります。本当に15トン、環境中に放出したのか。これは当然、(場合によっては)刑事事件になります。あるいは、買ったことにして裏金づくりに使ったか。どちらかだろうと思います。

もう河北新報に出てしまったので、私は大きな声で話していますが、ずいぶん前から知っていました。私の耳には入ってきていたのですが、言えないなと思い、ずっと黙っていました。とうとう、きのう河北新報にすっぱ抜かれて出てしまったので、もうどこで話しても構わないと思っています。

なぜ、そんなことが起きてしまうのか。学部長も役員も分からないのです。聞いていなかった、分からない。それがどんなに重要なことですか。ジクロロメタンはミリグラム単位で管理していくものですが、それが15トンです。その数字を見て、責任者の人たちは何も感じなかったらしいです。センター長も学部長も役員も何を感じなかったらしいです。それが今の国立大学のガバナンスの現状です。

残念ながら、攻め手のほうの職員組合側も大学の財務の面から大学の自治を考えたことは国立大学法人化以前になかったと言っていいと思います。法人化するということは、組合の側も大学の財務について、それなりの認識をもって相手を攻めなければならなくなったのですが、この裁判という形になるまで、皆さんがそのことを真剣に考える機会があまりなかったのではないかという気がしています。それがかえすがえすも悔やまれます。それで残念ながら、当初の利益剰余金現金裏付け論の論争で時間が費やされてしまったということで、いま残念に思っているところです。あのときに相手の言っていることをはじめからナンセンスだと蹴飛ばしていたらどうなっていたかと、かえすがえすも残念です。

安保法制批判における 二つの立場

神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授
神戸大学教職員組合 2015 年度書記長

岩佐 卓也



専門は社会政策・労使関係論。現在、ドイツにおける労働協約システムの変容と労働組合の対抗戦略について研究をすすめている。著書に『現代ドイツの労働協約』（法律文化社、2015 年）など。

はじめに

安 保法制による集団的自衛権行使の解禁に対して、憲法違反であるとの批判が繰り返しなされてきた¹⁾。この批判は、安保法制の廃止をめざす運動を支え、安保法制廃止の世論を広げる、もっとも重要な論拠である。

しかし、「集団的自衛権が違憲である」という批判の中には、二つの異なる立場が存在する。

第一は、集団的自衛権だけでなく個別的自衛権をも認めない絶対平和主義の立場である。この立場は、一切の戦力の保持を禁止している憲法 9 条 2 項に照らせば自衛隊は違憲であり、個別的自衛権の行使は違憲であると解釈する。個別的自衛権が違憲であれば集団的自衛権も当然に違憲となる。これは、

¹⁾ 集団的自衛権の他にも安保法制には日本を軍事大国へと変容させるいくつかの内容があり、それぞれについて違憲性が問題となっている。すなわち、「重要影響事態」における拡大された後方支援、米軍等他国軍隊の武器等防護のための自衛官の武器使用、PKO に

憲法制定議会における吉田茂首相答弁(「近年の戦争の多くは国家防衛権の名において行われたことは顕著なる事実であります。…正当防衛権を認めることそれ自体が有害であると思うのであります」)²⁾を継承する立場であり、長沼ナイキ基地訴訟札幌地裁判決(1973年9月7日)の立場であり、伝統的な護憲運動で多くみられる立場である。筆者もまたこの立場を採る。

これに対して第二の立場は、絶対平和主義を採らず、個別的自衛権と自衛隊は認めるが、しかし集団的自衛権は認めないという立場である。この立場は、憲法解釈としては、個別的自衛権を合憲とし「自衛のための最低限度の実力」として自衛隊を合憲とする政府解釈、および2014年7月1日閣議決定によって変更される以前の、集団的自衛権行使を違憲とする政府解釈(1972年政府見解)に依拠する。2015年6月4日の衆議院憲法審査会において、この立場を代表する憲法学者の長谷部恭男が、集団的自衛権行使は違憲であると発言し、安倍政権を大きく動揺させたことは記憶に新しい。近年多くの元自衛官、元自民党政治家、元最高裁判事、元内閣法制局長官といった人々が、この立場に基づく集団的自衛権批判を展開している。

いずれの立場にとっても集団的自衛権に反対することが共通の目標である。そこで多くの場合、第一の立場の人々は第二の立場に主張を揃えて、「少なくとも従来の方針を維持せよ」と論陣を張ってきた。それは、現状からの改悪をさせない共同戦線を維持するための判断であった。

ところが、この間、「個別的自衛権と自衛隊は認めるが、しかし集団的自衛権は認めない」という第二の立場のみが集団的自衛権に対抗する有効な立場であるとする主張が登場している。

たとえば今井一は、「九条の条文と現実の乖離は、安保法の成立で極まった」、「もう自衛隊の存在をあいまいにすることは許されない」、「立憲主義を立て直すことが先決という危機感から、解釈の余地のない『新九条』論が高まっている」と述べ、自衛隊の保持と個別的自衛権の行使を明示的に認める

における駆け付け警護。これらはそれぞれ憲法9条が禁止する「武力の行使」である。

²⁾1946年6月28日衆議院帝国憲法改正委員会。

「新9条」の制定を提唱している。伊勢崎賢治も「『違憲』のままで戦争に送られる自衛隊を何とかするには改憲すべきだ」として同様の「新9条」を提案している³⁾。つまり現行9条では、規範と現実との乖離がはなはだしく、現実への規制力をもはや失っている。そこで「新9条」によって乖離を埋め、集団的自衛権行使を規制（禁止）するための確かな規範の根拠を立てる、という主張である。この場合個別的自衛権や自衛隊を違憲として認めない第一の立場は、規範と現実の乖離を放置するものとしてその意義を否定され、「新9条」制定によってそれ自体が消滅させられる。こうした発想は今井や伊勢崎だけではない。安保法制に反対する論者のなかに、9条を改正して自衛隊を明示的に認めるべきとの主張が散見される⁴⁾。

しかし筆者はこうした主張に対しては異議がある。また、この「二つの立場」問題についての議論がもっと行われてもよいのではないかとも感じている。そこで本稿では筆者の考えを述べたいと思う。

1. 個別的自衛権の危険性 ― 敵基地攻撃問題

集 团的自衛権に対して、それが個別的自衛権とは全く異質なものであるという観点から批判を加えることは、なるほど有効ではある。集団的「自衛」といいながらもその内実は「他国防衛」である。集団的自衛権の行使によって、日本は他国同士の戦争に積極的に介入し参加することになる。

しかし、集団的自衛権が批判される反動として、それに対置される個別的自衛権が、穏当で、抑制的で、理性的な手段であるかのように観念されるの

³⁾東京新聞 2015 年 10 月 14 日。今井の「新9条」（全7項）の前半を紹介しておく。「(1) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、侵略戦争は、永久にこれを放棄する。／(2) わが国が他国の軍隊や武装集団の武力攻撃の対象とされた場合に限り、個別的自衛権の行使としての国の交戦権を認める。集団的自衛権の行使としての国の交戦権は認めない。／(3) 前項の目的を達するために専守防衛に徹する陸海空の自衛隊を保持する」。

⁴⁾たとえば、対談のなかでSEALDsの牛田悦正は「僕は9条を変えた方がいいと思っている」と発言し、高橋源一郎も「僕も9条を変えた方がいいと思っている」とこれに応じている。

であれば、それはそれで誤っていると思われる。個別的自衛権は相当に柔軟で伸縮性のある概念であって、「もっぱら個別的自衛権を行使する軍事大国」は現実的に十分ありえる。

このことを明瞭に示すのは敵基地攻撃をめぐる一連の議論であろう⁵⁾。

個別的自衛権の行使として自衛隊が敵基地を攻撃することは憲法上可能であるというのが古くからの政府解釈である。1956年に鳩山一郎首相は、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います」(傍点引用者)⁶⁾と答弁している。

そこで敵基地攻撃はどの時点から可能となるかが問題となる。政府見解は、「侵害のおそれのあるとき」では敵基地攻撃は先制攻撃になるので許されないが、とはいえ「我が国が現実被害を受けたとき」まで待つ必要はない、という。それらどちらの時点でもなく、「侵略国が我が国に対し、武力攻撃に着手したとき」に自衛隊の敵基地攻撃が可能になる、という。この「着手した時点」は「そのときの国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様等について総合的に勘案して判断される」としている⁷⁾。

ただし、敵基地攻撃をめぐる政府答弁では、実際に敵基地を攻撃する場合にそれを担うのは米軍であることが強調されてきた。この前提のもとでは、

高橋源一郎・SEALDs『民主主義ってなんだ?』(河出書房新社、2015年)56頁。

5)敵基地攻撃をめぐる議論の整理として、戸蒔仁司「敵基地攻撃のキメラーいわゆる『敵基地攻撃』に関する政府解釈の変遷について」(北九州市立大学法政論集40巻5号、2013年)を参照。

6)1956年2月29日衆議院内閣委員会(船山防衛庁長官による代読)。

7)1999年3月3日衆議院安全保障委員会(野呂田芳成防衛庁長官答弁)。「着手した時点」についての見解は1970年以来のものである。

自衛隊による敵基地攻撃は「仮定の事態」であり、敵基地攻撃を行う兵器などの「能力」は米軍に委ねられる。こうして、自衛隊は憲法上は敵基地攻撃を行うことができるが敵基地攻撃能力は保有しない、という状況が長く続いてきた。

しかし 1990 年代以降、北朝鮮による相次ぐミサイル発射を契機として、自衛隊も敵基地攻撃能力を保有すべきとの主張が勢いを増す。たとえば 2003 年には国会で次のような議論がなされた。

・前原誠司議員：…〔ミサイルが屹立して攻撃されそうな〕そういうようなときには、相手の基地をたたくことは憲法上認められている、しかしそれ〔を行う能力〕は今のところ日本にはない、アメリカに任せていると。それでいいのかという議論は当然あると思うんですね。その点については、防衛庁長官、どうお考えですか。

・石破茂防衛庁長官：…今お尋ねの、敵地…の攻撃能力というものを持たなくていいのかということでございます。これは、今の政府の立場としては、そういう打撃力というものについては米国にゆだねるという形になっております。…

・前原：…同盟関係を見直す中で、しかし少なくとも自国である程度のそういう能力を持つことは今後検討すべきじゃないかということを申し上げているわけです。…検討するに値することかどうかということの御答弁をいただきたいわけです。

・石破：私は検討するに値することだと思っています、正直申し上げます。…⁸⁾

2013 年には「防衛計画の大綱」の改訂をめぐり、自民党から、敵基地攻撃能力の保有を検討すべきとの提言がなされた。同年 12 月に改訂された大綱では「敵基地攻撃能力」の文言は用いられなかったものの、「将来の弾道ミサ

⁸⁾2003 年 3 月 27 日衆議院安全保障委員会。

⁹⁾中北龍太郎「敵基地攻撃論 ―先制攻撃準備を許すな!」(関西共同行動ニュース No.51、2009 年)はいう。「個別的自衛権合憲論、専守防衛論は、集団的自衛権行使の禁止、武

イル防衛システム全体の在り方について検討する。わが国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう必要な措置を講ずる」と明記され、敵基地攻撃能力保有の検討を進めることが示された。この動きはいま着々と進んでいる。現在取得が進められているステルス戦闘機F 35は高い敵基地攻撃能力を有しているといわれる。

自衛隊による敵基地攻撃がきわめて重大な問題であることはいうまでもない。「着手した時点」の認定に不確実な推測やさらには政治的判断が入り込むことは避けられない。そうであれば「個別的自衛権行使としての敵基地攻撃」は「先制攻撃」や「侵略」に限りなく近づく。またアフガニスタンやイラクなどで、敵基地攻撃を目的とした米軍の軍事行動によって無関係の民間人が殺傷されている多くの事例を私たちは知っている。

さて、ここで考えなければならないのは、個別的自衛権を認める立場から敵基地攻撃を否定することは、じつはかなり困難ではないか、ということである。

この疑問に対して、敵基地攻撃は個別的自衛権行使の「必要最小限度」の範囲を超える、という反論があるかもしれない。たしかに政府は自衛権発動の要件の一つとして「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」を定め、さらに国際法上も個別的自衛権による反撃は必要な限度に留まらなければならないとされている（ウェブスター見解）。しかし論理的に「必要最小限度」は、具体的な武力攻撃の規模や態様に対応して変化するはずである。それゆえ、「必要最小限度」の範囲に敵基地攻撃が含まれないとアプリアリにいうことは、おそらくできないと思われる⁹⁾。

個別的自衛権によって何が可能となるかについての、正確な認識が必要である。集団的自衛権の危険性と個別的自衛権の危険性はともに批判されなければならない。

力行使を目的とした海外派兵の禁止などの根拠とされ戦争への歯止めとなってきましたが、同時に、自衛の名による軍拡、自衛権を行使できる範囲を拡大解釈することによる軍事行動の海外展開の合法化の名分にもなってきました。…敵基地攻撃論はその最たるものだったと評価できます」。

2. 自衛隊違憲論の役割

さきに述べたように、集团的自衛権批判の際に、自衛隊違憲論者は自衛隊合憲論の主張に揃えることが多い。そこで議論の対抗関係は「集团的自衛権行使を禁じた 1972 年の政府見解 vs 集团的自衛権行使を解禁した 2014 年閣議決定 + 安保法制」となる。

この対抗関係のなかでは自衛隊違憲論は後景に退き、特に役割を果たしていないように見える。「はじめに」で紹介したような自衛違憲論の意義を否定する議論が登場する背景には、一つにはこうした事情があると思われる。

では自衛隊違憲論はもはや消え去っても特に問題はないのであろうか？ 1972 年政府見解の検討を通じてこのことを考えてみたい。

集团的自衛権行使を禁止した 1972 年政府見解は、「自衛ための必要最低限度の実力」として自衛隊を合憲と認める 1954 年政府見解が前提になっている。1972 年政府見解はいう。「それ〔自衛のための措置〕は、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の擁護が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの擁護を守るための止むを得ない措置として、はじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。／そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集团的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」¹⁰⁾。

そして、「自衛ための必要最低限度の実力」論は、自衛隊違憲論との強い緊張関係のなかで登場し、維持されてきたものである。

1954 年 12 月 21 日の国会審議において、左派社会党の成田知己は鳩山首相

¹⁰⁾「集团的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」(1972 年 10 月 14 日参議院決算委員会提出資料)。

¹¹⁾1954 年 12 月 21 日衆議院予算委員会。

に対して同年7月に発足した自衛隊の性格について問いただし、鳩山首相はほとんど答弁不能に陥った。

・成田：…自衛隊が軍隊であるかどうか、その点のはつきりした御答弁を承りたい。

・鳩山：…自衛隊も自衛のためならば戦争は許される。戦争をするための自衛隊は軍隊にあらずと言うこともむずかしいようなんですね。だから軍隊とも言えるし、軍隊とも言えないというようなものが自衛隊なんでしょうね。(笑声、拍手) …〔自衛の〕戦いは禁止されていないのですから、軍隊だと思う。けれども軍隊を持つてはいけないということを〔憲法に〕書いてあるから、それでまた制約を受けている。

・成田：そこが問題なんですよ。あなたは自衛隊は軍隊だということをお認めになつた。憲法が持つてはいけないというから言えないというだけなんでしょう。あなたは軍隊とお認めになつた。だから憲法違反を今やつているということです。…¹²⁾

そして翌12月22日、大村清一防衛庁長官は、「自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。…憲法第九条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従つて自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない」との政府統一見解を発表する¹²⁾。「必要相当」はのちに「必要最低限度」と言い換えられる。

当時、自衛隊を合憲と主張するための理論としては、他に少なくとも二つあった¹³⁾。一つは9条を国家を縛る法規規範性をもたない「マニフェスト」とする理論である。この場合、自衛隊の存在は政策上の裁量となり憲法上の問

¹²⁾ 1954年12月22日衆議院予算委員会。この政府統一見解の成立過程について詳しくは、林修三『法制局長官時代の思い出』（財政経済弘報社、1966年）93頁以下を参照。

¹³⁾ 渡辺治『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、1987年）130頁以下。

題は生じない。二つ目が芦田修正論である。日本国憲法の制定過程において衆議院帝国憲法改正小委員会の委員長であった芦田均が、憲法9条2項に「前項の目的を達するため」との文言を挿入した事実を「芦田修正」といい、この芦田修正を根拠に自衛隊の合憲性を説明する理論が芦田修正論である。すなわち、憲法は、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄する(9条1項)という「前項の目的を達するため」に限定して戦力保持を禁止しているのだから、自衛のための戦力保持は禁止していない、という理論である。これらの合憲論は、自衛隊違憲論を超然と否定する、いわば「堂々とした自衛隊合憲論」である。

しかし自衛隊違憲論との緊張関係のもと、政府は、これらの合憲論ではなく、「自衛のための必要最小限度の実力」論を採用することを余儀なくされた。この理論は、9条が国家を縛る法規範であることを認め、9条2項が「自衛のための戦力」をも禁じていることを認めている。そのように9条の規範性をギリギリまで認めた上で、「しかしそれでも個別的自衛権とそのための必要最低限度の実力であれば合憲といえるはずだ」との命題を辛うじて引き出している¹⁴⁾。

まとめると、集団的自衛権行使を禁止した1972年見解の前提には「自衛のための必要最小限度の実力」論があり、そのさらに前提には自衛隊違憲論の規制力がある。

もし仮に政府が、自衛隊違憲論からの追及をそれほど受けずに、「9条＝マニフェスト」論や芦田修正論を採用できたならば、集団的自衛権行使の容認は、「自衛のための必要最低限度の実力」論の場合と比べて、はるかに容易であったと考えられる。9条が単なるマニフェストならば、自衛隊の保持と同じく、集団的自衛権行使も政策上の裁量としてその違憲性は問題にならない。また芦田修正論の場合も、「国際紛争を解決する手段としての戦争」以外のための戦力保持は憲法上可能なので、この場合も集団的自衛権行使の合憲性は

¹⁴⁾ この点について、愛敬浩二『改憲問題』(ちくま新書、2006年)151頁以下、青井未帆『憲法と政治』(岩波新書、2016年)49頁以下を参照。

容易に導き出せる。じっさい、第一次安保法制懇報告書（2008年6月24日）および第二次安保法制懇報告書（2014年5月15日）はこの芦田修正論を用いて（つまり自衛隊合憲論の根拠を変更して）集団的自衛権行使の合憲性を導いていた（ただし安倍首相は、集団的自衛権行使容認を「限定的」にする必要に迫られたため、報告書の論理のこの部分を却下した）。

以上のことから、「新9条」の制定や9条2項の削除によって規範と現実の乖離が埋められ、自衛隊違憲論が消滅した結果、集団的自衛権批判の規範的な立脚点がより確固としたものになるとは、筆者には全く思われない。むしろ集団的自衛権を批判し、規制する力は弱まるであろう。これは、規範と現実との乖離を埋めようと現実を肯定する方向に規範をシフトさせた結果、今度は現実の方がいっそう悪い方向へとシフトしてしまう、というパラドクスである¹⁵⁾。

おわりに

誤 解のないように述べておくが、筆者は安保法制反対運動の分裂を望んでいるのではない。共通の目標を追求する運動の中に異なる立場の潮流が併存することは、運動が広範なものになればなるほど必然的なことである。そうした運動のなかで、互いに自らと異なる立場を尊重することは、運動を維持してゆくための重要な条件である。

しかし運動内部での相互批判は忌憚なく行われるべきである。「身内」を批判しないように配慮することは、一見運動の団結を守るかに見えるが、むしろ運動のあり方を権威的なものにし、結局は運動の力を弱めると筆者は思う。

※以上の見解は筆者個人のものであり、筆者が所属する諸団体とは関係ありません。

¹⁵⁾「非現実的」な立場がむしろ「現実」を規定していることを論じた古典的論文が丸山真男『「現実」主義の陥穽』（1952年）（『現代政治の思想と行動』等に所収）である。

大学とは何か — 歴史に尋ねる

名古屋大学名誉教授、中部大学教授

安藤 隆穂



経済学博士。専門は、社会思想史・経済学史。2009年フランスを中心とした自由主義思想の成立過程の研究『フランス自由主義の成立—公共圏の思想史』（2007年）で日本学士院賞を受賞。

「大学の＜知＞の現在を考える」名大アゴラ・連続セミナー（第1回）より

はじめに

名 大アゴラは、「今、大学人は何をすべきか」について、気軽に語り合
いましょうということで企画されました。今回は、第1回ということで、そもそも「大学とは何か」について考えてみたいと思います。できるだけ自己体験に引き付けてお話ししますが、抽象的になることは否めず、具体的行動提起には程遠いということを、あらかじめお断りしておきます。

1. 現代の大学が活力を取り戻すために

私の専門は、フランスを中心とした社会思想史の研究です。これまで「大学とは何か」という主題を真正面から議論した経験はありません。それで、少し予習してきました。おびただしい本がありましたが、そのなかで、吉見俊哉さんの『大学とは何か』（岩波新書、2011年）と『「文系学部廃止」の衝撃』（集英社新書 2016年）という二冊は、大変刺激的でした。大学の歴史について、大変丁寧に整理された上で、現代の大学が直面する課題がわかりやすく示されています。

吉見さんによれば、文系の知・人文学の存在意義は、目的や価値の軸を発見し創造することにあります。ところが、現在の大学では、コンピテンス（活用や処理能力）のみが重視され、人文学的教養への関心が空洞化してしまいました。だから、現代の大学が活力を取り戻すためには、技術的な成果にこだわる次元を乗り越えなければならぬし、教養を問い直し、人文学を再生させなければならないと、吉見さんは主張されています。

「名大アゴラ」の課題と目的

吉見さんは大学行政にも大きく貢献されていますので、大学の存在意義への理念的問いを深く掘り下げるように語られています。これに対し、「名大アゴラ」の課題は、大学の知と生活の知の結合を追求することです。そこで、今日は、吉見さんの議論を参照しながら、大学の歴史を、大学が生活の知に向かってどのように開かれていたのかという視点から考察し、ささやかですが新機軸の大学像を提出してみたいと思います。一方で、ギリシャのアカデミアに視野を広げ、他方で、近代の公共圏の意義を強調するなどして、吉見さんの受け売りに終わらないようにいたします。大学と学問の発展は、生活とその知恵の変容に結びつきながら可能であったのだし、社会に向かって開かれた大学と学問を創造するための方法を問うのが、「名大アゴラ」の目的だと思うからです。

2. 時代の転換期の中で考える ～何故、何を、学ぶのか

話 を大げさにしてしまいましたが、私は、大学史については素人でしたね。そこで、「名大アゴラ」を談論の場にしたいという意図に甘え、以下、大学人としての私の自分史に引き付けて、大学の歴史の相当我流の解説を披露することにとどめさせてください。

自分と世界を結び付け、時代と向き合う

私は、1949年生まれで、1968年に名古屋大学に入りました。「68年世代」という言葉がありますが、「大学闘争」の時代でした。東西冷戦に綻びが出てきて、東側では、民主化を進めようとしたチェコにソビエトが軍事介入をし、西側ではベトナム戦争があり、沖縄からベトナムに向かって米軍の戦闘機が飛び立っていました。高度成長のひずみが出て、水俣病などの公害が深刻な問題となり、この近くの四日市でも、大気汚染でお日様が見えないような、大変な状況でした。学生は、時代の転換を感じ取り、世の中について自分について、要するに、何故また何を学ぶかを切実に問いかけていました。

たとえば、1968年の夏休みには、日本大学で、大学の管理運営や学費をめぐる、学生が経営者を追求する一万人規模の集会や団交を行いました。1969年度の入学試験を中止に追い込んだ東京大学の紛争については、今日ここにお集まりの皆さんもご存知と思います。皆、自分が何者で、どこに行こうとしているのか、五里霧中の中で悩んでいたのです。私もまた、たくさんの本に助けられ、自分と世界とを必死に結び付け、かろうじて、時代と向き合い生き延びたと思っています。私にそのように悩み考える勇気をくれた作品のなかから、三つを紹介します。

一つは、「九条の会」創設者の一人、加藤周一さんの『言葉と戦車』（1969年）という本です。チェコにソビエト軍が介入したときに、なぜあなたたちはここに侵入してくるのだと、無防備の民衆が問いかけた。その言葉の前に、戦車に乗った兵士たちがうなだれていた。このように加藤さんは述べ、言葉によって生きる人間が自由の言葉を紡ぐ限り、どんな権力もこれに勝てない

と教えていました。

二つめは、石牟礼道子さんの『苦海浄土 わが水俣病』（1969年）という本です。水俣病という過酷な状況の中にありながら、その苦海の中から、新しい人間と言葉と希望が生まれていることを教えてくれました。写真は当時の石牟礼道子さんです。すばらしい表情ですね。こんな素晴らしい人がある時代なのだと思うと、絶望せず現実と向き合う力が湧いてきました。



写真：石牟礼道子さん

三つめは、エディ・アダムスという人が1968年に撮影したヴェトナム戦争の写真シリーズ、特に「サイゴンでの処刑」と呼ばれる有名な一枚です。HPで検索をすると見ることができると思いますが、それは南ヴェトナムのゲリラ（本当にゲリラかどうか分かりませんが）を、米軍人が射殺しようとしている写真でした。ピストルを持つ軍人の姿には、沖縄から飛び立っていく米軍機、これに加担する軍事研究などにつながり、日本の大学生の私が加害者として凝縮表現されていると思いました。学生としての日常と学問と戦争の絶望的結びつきを一瞬にして可視化する作品でありながら、私たちに、現実から目をそらさない知性の力を運んでくれるように感じました。

これら三つの励ましは、残念ながら、すべて大学の外からのものでした。大学の中、特に先生たちからのメッセージはどうだったのでしょうか。当時の学生の多くは、東京大学の大河内一男総長が入学式で述べた「太った豚より痩せたソクラテスになれ」という言葉を、「大学とは何か」という問いかけとして受け止めていました。私もこれを重く受け止め、ソクラテスやギリシャ哲学に接近しました。当時の私の思考を思い出しながら、ギリシャのアカデミアについてお話しし、今日の本題、「大学とは何か ―歴史に尋ねる―」に入っていこうと思います。

3. アカデミア ～若く美しくなったソクラテス

ソクラテスは、なぜ学ぶか、知とは何かとギリシャ市民に問いかけました。立派な政治家や科学者が専門知あるいは技術知を持ちながら徳に欠けることを暴きました。これをうるさく思った市民は、秩序を乱した罪で、ソクラテスを裁判にかけ死罪を言い渡しました。ソクラテスの死を悔い、ポリス（都市国家）を徳による政治（哲人政治家による統治）体制のもとに置くために、有徳な人間、すなわち「若く美しくなったソクラテス」を育てる機関として、プラトンがB.C.387年に設立したのが、アカデミアでした。だから、アカデミアでは、「魂の目を向けかえる」ことが目標とされ、そのために、数学、天文学、音階理論、哲学問答法など、広い意味での「哲学」が科目の基礎におかれしました。

国家の知＝アカデミアの知

私は、大河内総長のメッセージを受け止め、ギリシャ哲学も少し学習し、それでは、現代にあって徳とは何だろうかと考えましたが、他方で、こういう思考はエリート特有の閉鎖性を持つのではないかと疑問に思いました。そもそも、ギリシャ市民が奴隷の支配者であったということも、ギリシャ哲学への違和感を私にもたらしました。

私たちの時代の大学進学率は20%ぐらいでした。だから、大学に入るのは運がいいというか、ある程度恵まれたものに限られていました。机に向かって勉強するという習慣を身につけることができる人が、すでに特権者でした。農作業や家事手伝いで勉強時間の得られない友達、ミカン箱を机とした友達、そんな彼女や彼を置き去りにして大学に来たという孤独感が、私にもありました。また、私たちの親の世代は、戦争をくぐり抜け、二度と戦争をしない知恵を子供には身につけてほしいという思いから、乏しい生活費を切り詰め学費を出してくれたのでした。そのためか、私たちには、学問の自由を享受することへの罪悪感のようなものがあったように思います。そうした思いには、ギリシャ哲学は、「なぜ学ぶのか」と問う余裕のない圧倒的多数を置き

去りにしたエリートの閉鎖的思考ではないかという疑問が、つきまとったのです。

私は、当時、「ギリシャ哲学は、何をどう学ぶかを教えてくれても、誰が誰と学び誰になるのかは教えてくれない」と、生意気に言っていましたが、ギリシャのアカデミアの知が国家の知であり、民衆に向かって開かれたものではないという思いは、今も変わりませんし、ギリシャ哲学の言葉に接するときの自戒の念としています。

4. 開かれゆく学問

学問が社会に開かれる形で存在するようになるのは、中世の大学からであり、吉見さんも大学の歴史をここから始めています。中世の大学の成立は、中世都市の勃興とともにあり、都市間のネットワークに密接に連動していたのです。

中世 ～都市連携・自由7科

15世紀には、ヨーロッパの諸都市に70～80ぐらいの大学が出現していました。ピサ、ボローニャ、パリ、プラハ、ウィーン、ハイデルベルク、オックスフォード、ケンブリッジなどの大学がよく知られています。これら中世の大学は、リベラルアーツといわれる文法、修辞学、算術、幾何学、倫理、天文学、音楽を基礎教育とし、その上に専門的な知識を多様に生み出そうとしました。大学は、専門知のみならず教養知の創造の先頭に立ち、新しい知のネットワークを発展させたのです。

中世の大学が生んだ知識人の典型は、たとえば、吉見さんによれば、コペルニクスです。コペルニクスは様々な大学で多分野の学位を取得します。最初、古典学を学んで司祭になり、つぎにボローニャ大学で教会法の学位を取り、さらにパドヴァ大学で医学の学位を取る。つまり、コペルニクスは、様々な専門知を組み合わせる総合知の達人でした。むしろ、総合知の素養

こそ、たとえば天文学という専門分野を発展させる原動力であったのです。知識人は、多様な都市を自由に移動し、各地で特有の専門知を習得し、都市の生活と学問をネットワーク化し、都市の時代にふさわしい総合知を創造していったのです。吉見さんは、中世の大学には、現代の大学と人文学の再生のための大きなヒントがあると、強調されています。

しかしながら、中世から近代へという歴史の歩みを視野に入れるなら、中世の都市と大学は、極めて限定的な空間を保持していたにすぎません。民衆の圧倒的多数は封建制と共同体的拘束のもとに閉じ込められた農民および職人でした。中世の大学の持つ狭隘性は、学問あるいは科学と技術との乖離と対立に表れています。大学の学問は、技術を軽視あるいは無視し、技術につながる民衆の日常生活を軽蔑していたのです。

近代 ～公共圏の成立により学問が日常生活に結合

近代の成立は、中世の大学にあった閉鎖性を打ち破り、学問を社会に向かって飛躍的に開く状況を生み出します。結論を先取りしますと、文化資本および「公共圏」の成立と発展が、一方で、学問を日常生活に結合し、科学と技術との連携に道を開き（「科学革命」の時代）、他方で、学問の組織と推進を国家と国家機関としてのアカデミーが積極的に担う状況を作り出しているのです。

まず、近代の成立についておさらいをしましょう。近代の開始をいつとするかは諸説ありますが、1648年のウエストファリア条約を指標とするのが有力です。この条約は、中世最後の世界戦争といわれる30年戦争に終止符を打ち、主権の相互承認という原則を打ち立てました。背景には、世界経済システムが成立し、富の中心が土地から商品に移り行く中で、伝統的秩序の解体が進み、戦争を誘発したことがあります。世界経済システムの実態は、三角貿易体制といわれるものでした。イギリスなどの西洋の資本主義先進国が、アフリカで黒人奴隷を商品として購入し、かれらをアメリカに送り込み、そこでプランテーションを経営し原料品を生産する。その原料品を西洋が安く買い占め、これをもとに低コストで工業製品を商品として産出し、輸出す

る。こういう世界経済の循環システムが、商品経済を発展させ、土地を支配収奪する体制としての封建制を解体し、中世を戦乱に巻き込んでいったのでした。そして、その戦争は、ともに正義を掲げる宗教戦争という形をとり、一方で、古い共同体的生活秩序を解体し、他方で、新しい政治秩序を模索していくことになります。

ジャック・カロという同時代人が30年戦争を描いた『戦争の惨禍』と題された有名な銅版画シリーズがあります。そこでは軍隊による略奪と民衆虐殺が細かく描かれています。戦争の本質が、政治的支配者すなわち主権土士の争いである以上に、軍隊による民衆の収奪であることが見事に示されています。



30年戦争を描いた『戦争の惨禍と不幸』(ジャック・カロ:1633年)

(引用:『世界版画大系3』筑摩書房1973年)

こういう戦争の性格は、現代において極限に達したことも確認してください。たとえば、第1次世界大戦の時には、死者に占める軍人の比率が90%以上でした。しかし、ヴェトナム戦争以降の戦争では、死者の95%以上が民間人となりました。たとえば、新聞が戦闘員一人の死亡を報告するとき、私たちは、背後に、100人近い民間人の犠牲があると認識しなければならないのです。話を戻して、プロテスタントとカトリックがそれぞれの正義を掲げて戦った30年戦争が、住民の大虐殺に至る消耗戦であることが歴然とする中

で、主権の相互承認と内政干渉の取りやめを骨子に、ウエストファリア条約は締結されました。主権すなわち国家の独立を承認し、主権の連合体制として世界秩序が構想されることとなったのです。

このウエストファリア体制の下で、近代的個人の自立、近代的社会関係、公共圏、市民、主権、国家という近代の内実が発展していきました。主権の独立によって、それぞれの国家の内部で自由権が認められ、自由な職業人が力をつけ、商業社会が発展し、そこで財産を得た人びとを中心に自由な社会への歩みが始まります。それが知識と学問の存在形態も変えていきますが、とりわけ、公共圏の成立が重要です。

(1) 市民の時代が到来

商品経済の発展は、一方で、中産階級を中心に新しい教養層を生み出し、喫茶店やサロンなどの広く民衆に開かれた知的コミュニケーションの場を多様に生み出し、他方で、グーテンベルクの印刷術によって文字によるコミュニケーションの商品化と普遍化を促進しました。この新しい環境の中で、人びとは、自由な個人として意見を持つ主体となり、公論を生み出し、政治と主権を制御する力を持つようになっていきます。このように公論を生むコミュニケーションの空間を公共圏といい、これによって、人びとは、市民としての主体性を養い、主権者として自己主張し、市民革命を準備していくのです。

公共圏の成立と発展は、学問を中世の大学と都市ネットワークの持つ閉鎖性から開放することにつながるはずでした。今や、知識と学問の発展の活力源は、近代社会と公共圏という人びとの生活圏に移行したからです。事実、生活の知恵としての技術が科学と結合し、学問は、経験的実用的なものとなり、社会や国家を動かす有用的な力とされるようになりました。たとえば、18世紀フランスの『百科全書』の刊行は、そのような実用知としての学問の集大成でした。

(2)「人間と市民の諸権利の宣言」、コンドルセの体系(人間と市民の創出)

ところが、このような知の近代の変貌に、大学はうまく対応できませんでした。多くの大学は、中世の学問体系の保守に固執し、吉見さんも、この大学の姿勢について、「大学の第一の死」という刺激的な表現をされています。そのような状況の中で、近代の学問の発展を先導したのは、大学ではなく、国家機関として設立されたアカデミーでした。

国家は、主権としての力を強化するために、公共圏の力を吸収し、知的先導を独占しようとして、イギリスでもフランスでも、やがてドイツ圏でも、多様な分野のアカデミーを設置していきます。たとえば、イギリス王立協会とニュートンの関係などを思い浮かべてください。アカデミーの守備範囲は、科学と技術の推進のみならず、国語の整備、経済、法、統治の学問の発展に至るまで、広大な領域におよぶものでした。

こうした学問の発展は、一方で、知識人のエリート的孤立と国家依存とを強めましたが、他方で、成長し力をつけた公共圏が、近代知の国家独占を打ち破る時代も準備していました。それが市民革命です。1789年開始のフランス革命が、古典的市民革命といわれます。池田理代子さんの人気漫画『ベルサイユのばら』から、私の好きな場面を見ていただきます。「自由であるべきは心のみにあらず!! 人間はその指先一本、髪の毛一本にいたるまで、すべて神の下に平等であり、自由であるべきなのだ」と主人公が叫んでいます。このような自由平等を求める近代的個人の意志が、1789年、「人間および市民の諸権利の宣言」に集約されます。人間とは基本的人権を生まれながらにして持つ尊厳ある個人であり、その個人は市民として主権を確保運用すると宣言したのです。



基本的人権を叫ぶシーン

©池田理代子プロダクション

(3) 市民の大学

それでは、どうしたら、すべての人が自由平等な個人となり、また市民とすることができるのでしょうか。フランス革命は、公教育によってと答えました。つまり、すべての個人は、教育によって、学問と教養を手に入れ、基本的人権と主権の主体となることができるとしたのです。教育は、国家とエリートに独占されていた学問を、公共圏が取り戻す方法でした。このような教育の構想として、コンドルセの教育プログラムが、有名です。コンドルセは、男女共学による無償の公教育を主張し、教育の自由自治の原理の下、科学と技術の基礎、経済、法、政治の基本原理を含む人文学的素養をすべての個人が身につける段階的教育プログラムを提案しました。

コンドルセは教育の最終段階に大学さらには学術院を置きましたが、ここでの大学が、ギリシャのアカデミアのような国家機関ではなく、中世の大学のようなエリートの共同体でもなく、教育自治を主張し、社会と知を循環させる自由な個人を育てるものであることは、明らかでしょう。何をどう学ぶかだけでなく、誰が誰と学ぶかが問い直され、大学と学問は公共圏のものとなったのです。

ところが、フランス革命は、まもなく、コンドルセの道を閉ざしてしまいました。革命はナポレオン独裁を生み出し、ナポレオンは国力増大の基礎として、科学技術を中心にアカデミーを再組織していきました。自由な個人を育てる教育と学問に代わって、エリート専門人を確保する選別教育体制が復活強化されたのです。

(4) 国民国家の大学と近代の変容

しかし、このナポレオン帝政の時代に、その侵略に抵抗した諸地域、特にドイツ圏で、新しい大学が誕生してきます。ナショナリズムの高揚の中で、国民を創り育てる教育機関の必要が叫ばれ、ドイツ古典哲学による教養教育を基礎に据えた、いわば「国民の大学」が出現したのです。

たとえば、カントの大学論に、この新しい大学像の典型があります。ここで吉見さんの要約を借りますが、カントによれば、一方で、大学には、上級

学部として、神学、法学、医学が置かれますが、これらは、どれも、大学外の団体の活動に役立つためのものであって、神に奉仕する、国家に奉仕する、医療に奉仕するなどの実用の学問です。他方で、下級学部におかれる哲学の目的は、総合的知識を持ち、自由に思考し、正しく判断する人間を育てることにあります。そうして、カントは、哲学すなわち教養の修得を重視し、そのための学問の自由と独立を擁護しました。専門的知識人のみならず、人間そのものを生み出すことに、大学本来の使命があるとしたのです。

このようなカントおよびドイツ古典哲学の思考を踏まえ、フンボルトは、大学での文化と教養の修得過程をさらに強調し、人文学的基礎の上に専門知が花開くという国民大学像を確立しました。先ほど私は、フランス革命期の教育が、社会と知識を循環させる自由な個人を育て、学問を公共圏に取り戻すことを目指したといいました。それが可能であったのは、社会と公共圏の側に、近代的成熟が進んでいたからでした。しかし、ドイツには、そのような条件は未熟あるいは欠落していました。したがって、ドイツは、大学の中で、純粹培養的に、自由人と公共圏とを生み出し、強力な国民と国家を再生産しようとしたのです。近代化の遅れたドイツは、逆説的に、エリート知識人を育てるのみならず、むしろ、自由な人間と国民を生み出す機関として、文字通り「国民国家の大学」の範型を確立することになったのです。

ドイツ近代化の遅れが、大学の中に矛盾を持ち込んだことも指摘しておきます。大学が緊張関係を持つべき社会と公共圏が未成熟ですから、大学の中で、社会と国家の対立が先取りされることになります。したがって、教養課程では、学問の自由と国家機関としての責任の葛藤が常に存在し、個人の基本的人権と国民としての義務との矛盾、特に自由と権力との矛盾が強く存在することになったのです。ここでは、学問を可能性としての公共圏へと開くために、大学の自治と学問の自由の確保が、とりわけ強く要請されることにも、注意してください。

大学のドイツモデルは、圧倒的な影響力をもって、イギリスや北米、さらには明治以降の日本などに伝わっていきます。教養課程が重視され、科学や技術のみによっては人類の平和的共存はできず、国家の力と要請から自由な

人文学が必要であるという大学像が、普及していきました。

大学の近代的発展の概略は、以上になると思いますが、そのなかで、アメリカでは、大学をより社会に向かって開こうという試みが行われ、これが、19世紀後半以降、大学の現代적変容を生み出します。このあたりの動向も吉見さんの著作に適切な整理がありますが、アメリカで産業社会が充実していくに伴って、大学と社会との連携の強化が必要とされ、これによって教養の概念が変質したことが、キイポイントです。単純化していえば、教養のコンピテンス化が要請されたのです。修得した知識を社会で実際に有効に活用できる能力を高めることが、共通教育に要求されるようになりました。アメリカの大学でのリベラルアーツは、ドイツの大学の教養にかえて、知識を社会で活用できる総合的実践力の修得を目指すものとなったのです。

このように、アメリカの大学は、社会に向かって大きく開かれるものとなりました。しかし、それは、大学の近代が目指した、公共圏と学問との結合を意味しませんでした。コンピテンスの偏重と教養の空洞化という、初めに紹介した吉見さんの大学批判にあるような状況の開始も意味したのです。学問の産業奉仕体制が、自由な個人と国民を育てるという教養主義を解体していきます。マックス・ウェーバーも『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（1904年論文公表）で、資本主義的人間疎外が最後に生み出す「精神なき専門人と心情なき享楽人」が、アメリカでは大学の中にすでにみられると示唆しています。アメリカの大学では、学生が人文学に対してもスポーツ競技のように接し、単位取得競争を行っていると皮肉っています。こういう状況が極点に達し、産学連携の強化の中で、人間を育てる教育は可能かということが、今、世界と日本の大学が問われているのだと思います。

以上、ギリシャのアカデミア、中世の大学、近代の公共圏の成立による学問の変化、ドイツの国民の大学、アメリカでの大学の現代化という順番で、大学の学問と人びとの日常生活とのつながりを問うという視点から、歴史的考察を加えてきました。特に、中世の大学、ドイツの大学、アメリカの大学については、吉見さんのお仕事から知識を多く借用しましたが、大学の歴史の風景は、相当に変えたと思っています。私たちが今、大学を社会に向かっ

て開くにはどうしたらよいかを考える、ヒントにして頂ければと思います。

(5) 日本の大学

日本も近代以降、ドイツとアメリカの大学の制度と経験に特に学び、教養教育を大切にする国民の大学をつくってきました。日本の大学の歴史について述べる時間が無くなりましたので、一つだけ指摘いたします。それは、大学が公共圏に開かれているとき、人文学は活性化し、公共圏に閉じられるとき、人文学は窒息し、大学は権力と戦争に協力したということです。

たとえば、大正デモクラシーの時代、大学と公共圏は連携し、知的リーダーシップを発揮しました。東京帝国大学の吉野作造は、雑誌『中央公論』を中心に活動し、民本主義を広げていきました。ところが、昭和の美濃部達吉東京帝国大学名誉教授は、1935年の天皇機関説事件で糾弾され、立憲主義は窒息し、大学の人文学も弾圧され、東大の第二工学部創設にみられるように、産業特に軍事技術中心に、大学の再編が進みました。最後の帝国大学となった名古屋大学には文系学部の設置は認められなかったのです。

戦後の大学の歩みについても、戦前に近い問題を指摘することができます。1960年安保闘争の時代、丸山眞男の学問にみられるように、大学とジャーナリズムが連携し、知識人と平和運動、民主主義、労働運動の協働が実現しました。ところが、私の学生時代の1970年には、大学と社会との同じような連携はもはや困難となっていました。私を励ましてくれた加藤周一や石牟礼道子という人たちが大学の外にいたということは、すでに述べました。宇井純さんの「公害原論」講座や高木仁三郎さんの原子力批判の活動を、大学は極めて冷たく処遇したのでした。

5. 現代の大学と公共圏

現在、産・軍・学の連携が強化される中で、学問の自由は衰弱しています。どうしたらよいのでしょうか。

私は、大学が世俗から独立した共同体ではないことを、すなわち、一方に主権や国家があり、他方に公共圏とか社会生活と社会運動があり、その交錯の中で大学は、普遍的な真理、価値を創造するということを、今こそ思いおこす時だと思います。とりわけ、吉見さんの言う人文学の再生を、大学の価値創造行為が、社会に開かれ結び合う形で、成し遂げていくことが、重要だと思います。

大学（教育：右肩下がり）を公共圏に

確かに、抽象度の高い大学の学問と日常的な社会生活とを結びつけるのは至難の業のように思われます。しかし、日常生活と学問に共通するのは、言葉と概念です。したがって、概念の検証を、大学と社会が共同で遂行する場を、日常的に確保することから始めればよいと思います。公共圏の出張場所を大学に創ることといってもよいですし、私はそれが「名大アゴラ」だと考えています。

一つの例を挙げます。それは「ヒロシマ」、「ナガサキ」という言葉です。カタカナで書くように、これらは、すでに世界語となっており、平和学としての基礎概念です。そうして、今、この基礎概念の定義をめぐって、世界中で、日常語としても学問的概念としても、争いがあるのです。

東京大学の小森陽一さんに教えられたことですが、2001年の9.11アメリカ同時多発テロのとき、アメリカの政権は、襲ってきた飛行機をカミカゼ、破壊されたセンタービル跡地をグラウンド・ゼロと名付けました。グラウンド・ゼロは、原爆投下直後の広島・長崎のことを意味する言葉でもあります。そうして、アメリカは、テロを許すな、グラウンド・ゼロを許すなという合言葉のもと、「テロとの戦い」という復讐戦争を始めました。悪に対する正義の戦争という同じ空気は日本でも共有されました。

しかし、これは、日本と世界で、広島、長崎を思い平和運動を持続してきた人たちへの、すさまじい侮辱です。「ヒロシマ」、「ナガサキ」は、二度と戦争を許さないという誓いを私たちの身体に刻む、平和運動が育てた世界語です。それを、アメリカのテロとの戦いは、復讐への出撃基地という意味に変換し、戦争動員のメディア戦略に用いようとしたのです。このように、現代の戦争は、まず、公共圏での言葉の意味をめぐる文化的争いによって準備されます。そうだとすれば、大学の知性は、自らこれを磨く以上に公共圏に常に繋がっていることが必要なのです。

人間を問い、人間とともにある知性

タルコフスキーの作品に『サクリファイス』という映画があります。主人公は国民的名優として名をはせた老人です。彼は、喉の手術によって言葉を失った少年を伴い、海辺に枯れた日本松を植え、これに毎日本水をやっています。ある日、テレビで、核戦争勃発は間違いなしと知らされ、無神論者の彼は、自分の持つすべてを犠牲とするかわりに愛する人たちを救ってくれと、神に祈ります。奇跡が起こり、核戦争はおきませんでした。神に感謝し、彼は、神との約束を守り、犠牲を捧げる儀式をはじめます。最後のシーンは秀逸です。日本松に若芽が出てきます。これはダンテの『神曲』のイメージですが、波間に反射した光に包まれる松の画像が、とても感動的です。そして、あの子供が言葉を発します。それは、「はじめに言葉があった」という『聖書』の一節です。人間が人間の言葉を紡ぐかぎり、人間は核とその戦争に負けない。そのような「確信と希望」を、私は、この映画からもらいました。この映画では、日本松、日本庭園、それから、ヒロシマの画像が決定的な瞬間に使用されています。つまり、この映画では、『聖書』、ダンテを継ぎ、ヒューマニズムを再生させる力の源泉に、ヒロシマという平和運動が紡いだ概念が置かれているのです。ノーベル賞を受賞したスベトラナ・アレクシエーヴィッチさんの『チェルノブイリの祈り』（1997年）にも、同じメッセージを読み取ることができるでしょう。「テロとの戦い」とアメリカが名付けた戦争は、映画や文学がヒロシマに喚起され、且つ、励まされ育ててきたヒュー

マニズムの思想と文化に対しても、侮辱と破壊を仕掛けるものなのです。

言葉あるいは概念は、日常と学問とを密接につないでいます。日常と公共圏での言葉の変容に鈍感な学問は、どれだけ精緻となっても反人間的となるのではないのでしょうか。したがって、大学と人文学の再生は、公共圏に耳を澄ますことから始まります。

おわりに

2015 年11月13日のパリ同時多発テロで妻子を失ったジャーナリストのアントワヌ・レリスさんが、テロリストに憎しみを返さないというメッセージを世界に発信しました。暴力による復讐の連鎖を断ち切り、戦争そのものをなくそうという、静かで力強い決意表明でした。多くの人たちが、ヒロシマ、ナガサキという言葉を思う時と同じ感情を持って、これを受け止めたと思います。私たちがこのように、言葉と概念を再確認し、この言葉につながる日常生活と学問を再検証することこそ、平和への大切な一歩なのではないでしょうか。たとえば、「立憲主義とは何か」などの適切な主題を設定し、学問と日常が出会う小さな場を数多く多様に作り出し、日常の思想と学問の思想とを結び、それぞれを豊かにしていくことが大切です。「名大アゴラ」は、ささやかな集まりですが、自由な個人となるための連帯の場所としたいものです。

ありがとうございました。(拍手)

国立大学教員の賃金は 「社会一般情勢」に適合しているか ～本給表の国私間比較の試み～

全国大学高専教職員組合 賃金・労働条件部

【表1～表7】については、88ページ以降に掲載しています

はじめに

日本の大学教員の賃金水準について、公務員給与制度をベースとした賃金体系が設定されてきた国公立大学と、各学校法人が独自の賃金体系を構築してきた私立大学との間に格差があり、国公立大学教員の賃金水準は私立大学教員と比較して低い水準にあるのではないかとの認識は、以前から一定の広がりをもって存在してきた。

日本の国家公務員及び地方公務員の給与は、人事院勧告及び人事委員会勧告の制度により、民間賃金との均衡を旨として定められるのが大原則となっている。非公務員化された国公立大学を設置する国立大学法人及び地方独立行政法人においても、職員の賃金体系の決定にあたっては、関係法令に「社会一般の情勢に適合」（独立行政法人通則法（旧法）第63条第3項、地方独立行政法人法第57条）、「国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等…を考慮」（独立行政法人通則法（新法）第50条の10第3項）とあるとおり、民間賃金及び民間賃金との均衡を大原則とした（国家・地方）公務員賃金を参照基準とすることが求められている。もし、特定の職種において民間との間に無視できない程度の格差が存在していたとすれば、こうした公務員給与や（地方）独立行政法人（国立大学法人を含む）職員給与の決定原理に反する事態が生じていたことになる。

また、現実に単一の労働市場を形成している同業種・同職種との間で賃金

水準に格差が存在していれば、賃金以外の待遇でこれを補って余りあるような条件を保障するのではないかぎり、人材確保に困難を伴うことになる。現に、国公立大学教員の賃金水準が低位にあるとの認識とともに、それが私立大学への人材流出につながる大きな要因であるとの認識も、以前から存在してきた。国公立大学教員の賃金体系が人材確保に支障をきたすようなものになっているとすれば、大学の経営上も、また大学に求められる公共的使命を充分果たす上でも重大な問題である。

以上のことから、国公立大学教員と私立大学教員の賃金体系に実際に格差があるのか、あるとすればどの程度の、どのような特徴をもった格差なのか、その実態を明らかにすることは重要な課題だと考えられる。

しかし、国公立大学教員と私立大学教員の賃金体系の比較を行う上で十分な統計資料が作成・公表されていないこと、国公立大学のうち教員数で多数を占める国立大学については国家公務員の給与制度を引き継いだ関係で地域給を除けば全国的にほぼ共通の賃金体系である一方、私立大学の賃金体系は千差万別であることから、実態を明らかにする作業は必ずしも容易ではなく、これまで充分に行われてきたとはいえない。

本稿では、国公立大学、私立大学のいずれにおいても賃金体系の中軸を占めている本給について、各地の私立大学教職員組合がまとめた各私立大学の本給表の資料をもとに、国家公務員教育職俸給表（一）及びこれを基に国立大学協会が日本人事行政研究所に委託のうえ作成、提供している「参考俸給表」を国立大学法人で使用している国立大学の本給との水準比較を行うことで、賃金格差の実態の一端を明らかにすることを試みる。

※なお、公立大学教員については、法人化以前は地方公務員制度のもとで国家公務員教育職俸給表（一）に準じた本給表による賃金体系であったところ、法人化後もこれを基本的に維持しているケース、年俸制導入などによって独自の賃金体系に移行したケース等があり、現状は国立大学教員の賃金体系と必ずしも同一視できない面があるが、本稿ではひとまず国公立大学のうち国立大学教員の本給を代表的なものとして扱って私立大学との水準比較を行う。

1. 国立大学教員と私立大学教員の賃金水準にかかわるさまざまな統計資料

(1) 人事院の民間給与実態調査

i) 人事院の民間給与実態調査の性質と、各俸給表改定との関係

人事院は、国家公務員法の情勢適応原則に基づいて一般職の国家公務員の給与を民間企業の同等業種、同等職種の賃金と均衡させる形で改定する勧告を行うための資料として、毎年5～6月頃に地方自治体の人事委員会と合同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、当年4月の月例給与と、前年冬季及び当年夏季の一時金の支給実態を調べている。調査対象は企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所で、2015年調査の場合、対象事業所数約54,900のうち12,311事業所を層化無作為抽出し、そのうち調査を完了できた10,649事業所の給与支給実態が集計されている。対象職種は76職種で、大学教員もこれに含まれている。

しかし、この人事院の調査によって把握された大学教員の賃金実態に基づいて、国家公務員において大学に相当する教育機関の教員に適用される俸給表である教育職俸給表（一）の改定が行われるわけではない。一般職の国家公務員に適用される19種類にわたる俸給表のうち、人事院勧告で官民比較に基づく給与改定を行う対象とされているのは、現在、一般行政事務を行う職員等に適用される行政職俸給表（一）のみとなっているからである。民間給与実態調査のうち事務、技術関係職種の調査結果と、人事院が同時期に実施する国家公務員給与実態調査のうち行政職俸給表（一）の調査結果との較差が、人事院勧告において給与改定を行う根拠とされ、人事院勧告の直接の対象となる一般職給与法適用職員以外に700万人以上の労働者の賃金水準に影響を与える、いわゆる「官民較差」の内実である。

教育職、研究職、海事職、医療職などの俸給表については、行政職俸給表（一）の改定内容（職務の級ごと、また適用される年齢層ごとの改定率など）を当てはめて改定されているのみで、これらの職種についての民間給与実態調査の結果は、参考資料として扱われているにすぎない。（ただし、一部の俸給

表（特に医師に適用される医療職俸給表（一））について、人材確保などの必要性から行政職（一）の改定と異なる扱いが行われることがある。）

なお、1974 年以前の人事院勧告では行政職（一）、（二）、海事職（一）、（二）、研究職、医療職（一）、（二）、（三）、教育職（一）、（二）の 10 職種による総合比較が行われていたが、これも対象職種全体で官民較差を決定するもので、個々の対象職種ごとの民間給与実態調査の結果に基づいて個々の俸給表の改定が行われていたわけではない。1975 年以降行政職（一）（二）のみ（2004 年以降は行政職（一）のみ）での官民比較で人事院勧告が行われるようになった理由は、人材確保法により義務教育諸学校教員等について俸給表の水準の改善が行われたこととの関係だとされている。

ii) 民間給与実態調査に示される私立大学教員賃金

毎年の民間給与実態調査報告書から、大学教員に係る職種に係るものを次節で採り上げる学校教員統計調査とほぼ時期を合わせた 3 年おきに書き出したものを【表 1】に示す。（ただし、本稿での教員本給についての検討対象としていない「大学学長」「大学学部長」については割愛した。なお、毎年の人事院勧告の参考資料にも基本的に同内容のものが示されている。）

まず、この調査では国公立大学教員の給与実態は示されていない（国家公務員給与実態調査の対象ともならない一方、民間給与実態調査にも「政府機関及びその関係機関」「地方公共団体及びその関係機関」を調査対象外としているため含まれない。逆にこのことから、民間給与実態調査の大学教員関係職種は私立大学のみを対象とした調査結果を示しているといえる）ことから、この資料のみから国公立大学教員と私立大学教員の賃金格差を検討することはできない。

また、各年次の調査結果のばらつきが極めて大きいことが見てとれる（表 1 で言えば、2014 年調査の大学教授とそれ以前の各年次の給与額、2008 年と 2011 年の大学助手の給与額など）。このことは、民間給与実態調査が抽出調査であり、調査を行った私立大学の数が限られている（調査結果の「大学学長」の数を調査対象の大学数とみなすと、各年次において毎年、おおむね

20～50程度の私立大学を調査しているものと推定される。) ために、当該年次で調査対象となった個々の私立大学の賃金水準に調査結果が大きく影響されてしまうことを窺わせる。

以上の点から、人事院の民間給与実態調査の大学教員関係職種のデータから私立大学教員の賃金水準について国公立大学と比較するための手掛かりをつかむことはかなり困難である。また、私立大学教員の賃金水準自体が上昇傾向にあるのか、低下傾向にあるのかも明確にはつかむことができない。

このように、人事院自身が給与勧告の内容を決定するための官民比較のデータとして利用しておらず、参考として調査しているにすぎない民間給与実態調査の大学教員関係職種のデータは、残念ながら国公立大学で大学教員の賃金水準・賃金体系を検討するための参考資料としてもあまり有用といえるものにはなっていない。

(2) 学校教員統計調査

学校教員統計調査は学校教育法に規定する学校すべてを対象として教員の構成並びに個人属性、職務態様及び異動状況を調査するもので、統計法による基幹統計調査として3年に一度、10月1日現在の状況が悉皆調査されるものである。

個々の教員の属性等を尋ねる「教員個人調査」の調査項目の中に、調査時点での職名、年齢等とともに給料月額（諸手当や調整額を含まない本俸）を記載する欄があり、これをもとに「給料月額別職名別本務教員数」という統計表が作成され、学校種ごと、かつ設置形態ごとに、職名別の平均給料月額や給料月額の階層別教員数が公表されている。

このうち国立大学と私立大学の職名別平均給料月額を統計表から書き出したものを【表2】に示す。国立大学法人化前の最後の調査である2001年調査から直近の2013年調査までを示した。また、学校教員統計調査は1968年から実施されているものであるが、現在と同様の形の統計表が公表されているもので最も古い1974年調査についても参考を示した。

この調査は、国立大学、私立大学とも同一基準で行われ設置形態別の統計

表が公表されていることから、国立大学、私立大学間の比較に活用できる。また悉皆調査であることから、人事院の調査におけるような少数の標本調査ゆえの結果のばらつきを免れている。ただし一方で、調査対象があくまで本俸のみであるため、本俸と諸手当の構成比率が国立大学、私立大学間で異なるなどして、実際に教員に支給される賃金の実態とは一定のズレが生じている可能性があることに注意する必要がある。

時系列でみると、まず直近の2013年調査は、国家公務員給与臨時特例法に準じた自主的な措置を講じるよう求めた政府の要請やそれを前提とする人件費相当の運営費交付金減額措置への対応として、すべての国立大学法人で本俸を含む賃金の臨時減額が行われていた時期に当たっており、その影響で特に減額率の高かった教授と准教授を中心に国立大学教員の給料月額が極度に低下し、私立大学のそれとの格差が甚大になっていたことが読み取れる。

それ以前の年次においては、特に国立大学の教授の給料月額が年々低下し、私立大学のそれとの比でも顕著な低下をみていることが見てとれる。私立大学教授の方が平均年齢が高く、給料月額の差のうち一定の部分はこの点からも説明が可能であるが、給料月額の格差が拡大していることの説明は平均年齢の違いからは不可能である（むしろ平均年齢の差は縮小している）。

教授以外の職についてみると、准教授（2004年調査以前は助教授）及び講師についても、教授ほど顕著ではないが国立大学の給料月額の相対的低下（平均給料月額の私立大学比の低下）がみられる。助教及び2004年調査以前の助手については逆に国立大学の方が平均給料月額は高い結果が出ており、私立大学との助教ポストの位置付けの違いを反映していると考えられるが、その差は年々縮小しており、ここでも国立大学の給料月額の水準が相対的に下がっていく傾向が見てとれる。2007年調査以降の助手については、国立大学と私立大学で在職実態（教員数、平均年齢など）が大きく異なっており、給料月額の単純な比較は困難である。

以上のように、給料月額（本俸）という限定的な範囲ではあるが、学校教員統計調査という悉皆的かつ時系列的な比較が可能なデータから、国立大学教員の賃金（少なくとも本俸）が私立大学教員のそれと比べ、教授から助教

までの各職位に共通して相対的に低下する傾向がみられること、特に上位の職位（教授など）に行くに従って国立大学教員賃金の私立大学と比べた相対的地位が低まっていることが少なくとも読み取れる。

なお、参考を示した1974年調査のデータからは、過去には国立大学の本給が私立大学と比べ全般的により高い水準にあったことが読み取れる。実際、1974年3月1日に越智勇一日本学術会議会長が文部大臣宛に「私立大学教職員の待遇改善について」申入れを行い、そこでは「(私立大学) 教職員の待遇は国公立大学教職員と比べて概して低い状況におかれていることは人事院調査などでも知られております」とされていた。また、翌1975年7月7日付けの伏見康治同会議会長代理名の人事院総裁宛申し入れ「国立大学教官並びに研究公務員の待遇改善について」では、「大学教員については、概して公務員給与先導型であることからして、その思い切った給与引き上げは、私立大学教員の待遇改善にも当然に好影響を及ぼすものと考えられ、また、好影響をもたらすように積極的に措置することが必要である」とされた。このように私立大学教員の低待遇こそが学術界全体で政府機関に解決を働きかける課題とされた時代があったことには隔世の感があるが、一方で、人事院勧告制度に対して単に公務員給与を適正な水準に保つだけでなく、多様な職種の労働者の待遇を改善していくことに資する政策的役割が期待されていたことは、現在の私達に対しても示唆的である。

2. 給与表データによる賃金水準比較の試行

(1) 比較の基となるデータ

各地の私立大学の教職員組合の連合体では、賃金・労働条件及び教育研究条件の改善を進めるための資料として、連合体に加盟する各大学の教職員組合からの情報提供に基づき、各大学における本給、諸手当など賃金の最新状況、その他労働条件、教育研究条件に関する制度内容や合意事項等をまとめた資料集を刊行している。

本稿では、2014年度の調査結果をまとめた資料集を入手できた首都圏、東海地区、京滋地区の私立大学のうち、教員の職位別、年齢別の賃金額を示した賃金表を同資料集に掲載している63大学の給与表について、これを単純に平均することで、私立大学の多くが立地する三大都市圏の大小さまざまな私立大学における教員賃金の模式的なデータを作成した。【表5】

なお、63大学は次のとおりである。

慶応大、専修大、中央大、東洋大、日本大、法政大、明治大、立教大、早稲田大、関東学院大、上智大、青山学院大、神奈川大、国士舘大、桜美林大、作新学院大、城西大、尚美学園大、大東文化大、拓殖大、東京家政学院大、東京経済大、東京女子大、独協大、二松学舎大、日本体育大、武蔵野大、武蔵野美術大、和光大、成蹊大、文化学園大、杏林大、工学院大、湘南工科大、東邦大、明治薬科大、神奈川工科大、芝浦工業大、昭和薬科大、東京電機大、東京立正短大、名城大、愛知大、日本福祉大、中京大、愛知工業大、大同大、愛知学院大、名古屋芸術大、桜花学園大・名古屋短大、東海学園大、四日市大、愛知淑徳大、人間環境大、京都経済短大、京都光華女子大、京都産業大、京都女子大、京都嵯峨芸大、京都橘大、立命館大、龍谷大、関西大

また、資料の提供に協力いただいた東京地区私立大学教職員組合連合、東海地区私立大学教職員組合連合、京都私大教職員組合連絡協議会、京滋地区私立大学教職員組合連合に謝意を表したい。

(2) 比較の方法

比較対象として使用する私立大学教員の賃金表（63 大学を単純平均した模式データ）は、年齢を縦軸、職位を横軸にとり、年齢、職位ごとの標準的な賃金月額を示したものである。ただし、これはあくまで標準的な賃金月額であり、採用及び昇任時の年齢、採用前の職務経験などによって、賃金実態は標準どおりとはならない場合がある。実際に、たとえば『首都圏私大の賃金及び教育・研究・労働条件（2014 年）』を引くと、賃金表に関し「各私大の昇給・昇格規定に基づき、最短で昇格した場合のモデル賃金表」であること、「教員の賃金表については、マスター卒（24 歳）を基準にし」ていることが明記されている。国立大学の本給との比較にあたっては、これと条件が等しくなるように行う必要がある。

ほぼすべての国立大学で常勤教員に共通して適用されている国家公務員の教育職俸給表（一）に準じた国立大学協会の参考給与表においては、職務の級は職位と原則として連動しており（5 級＝教授、4 級＝准教授、3 級＝講師、2 級＝助教。なお、国家公務員の教育職俸給表（一）は旧 1 級（教務職員）が廃止され、2 級から 5 級までがそれぞれ繰り上がって 1 級から 4 級となっており、さらに省庁別大学校の副校長等に適用するための新 5 級が創設されているので注意が必要である）、級に格付けするための必要経験年数（講師 3 級＝4 年制大卒後 6 年、准教授 4 級＝同 9 年、教授 5 級＝同 16 年）を充たさない場合を除き、職位に対応した職務の級に格付けされる。号俸については、人事院規則 9－8（初任給、昇給、昇格の基準）及び関連する人事院通知に基づいて決定されるが、さきに述べた「マスター卒（24 歳）」と同等になる「修士課程修了」で大学の助教に採用された場合の初任給は、人事院規則 9-8 別表第二のりにより、教育職（一）1 級 13 号俸（国大協参考俸給表では 2 級 13 号俸）である。その他、同規則の在級期間表などを適用すると、【表 3】及び【表 4】のとおり、「マスター卒（24 歳）」を振り出しに最短で昇格し、標準的な昇給を続けた場合の国立大学教員におけるモデル賃金表が作成できた。

これを前項の【表 5】と比較することにより、国立大学教員の本給の標準

的な賃金体系と、私立大学教員のそれとの間で基本的に同等の条件で比較を行うことができる。

ただし、私立大学の賃金表については「第二基本給的な調整手当」（前掲『首都圏私大の賃金及び教育・研究・労働条件』）等を加算後の額であるものや、地域給を加算後のものであるものが含まれている。国立大学教員の場合、ここでいう「第二基本給的な調整手当」に相当するものとして、「俸給の調整額（いわゆる大学院担当手当）」が考えられるので、比較結果の検討にあたっては、【表3】【表4】の国立大学教員のモデル賃金はあくまで本給のみであり、「俸給の調整額」や「地域手当」が含まれていないことに注意を要する。

（3）比較の結果

【表6】及び【表7】に示したとおり、入手できた63私立大学の年齢・職位別賃金表の平均額と国立大学教員の本給との単純比較においては、すべての職位、年齢において私立大学が国立大学を上回った。

その中でも、初任給付近においては比較的差が小さい（後述する調整額、地域手当等の点を考えれば国立大学の方が高い可能性もある）一方、中高年層において非常に差が大きい（特に、中高年で准教授以下の職位に在職する場合の差がきわめて大きい）ことが明らかである。

これは、第2節で示した学校教員統計調査の統計表に基づいた国立大学教員、私立大学教員の平均給料月額の比較と比べても、全体的に相当大きな「格差」になっている。このことは、前項の末尾で述べたとおり、「俸給の調整額（大学院の授業担当又は学生の指導を行う場合（調整数2）で本給月額の約6～7%程度の定額）」や地域手当支給対象地域における地域手当が、【表3】【表4】の国立大学教員のモデル賃金には含まれていないことの影響によるものと考えられるので、【表6】【表7】にあらわれた「格差」を評価する上では、この点を割り引いて行う必要がある。

しかし、「俸給の調整額」や「地域手当」は対象となる教職員全員に定額または定率で支給されるものであるから、これらを考慮することで「格差」の程度が若干縮小することはあっても、「格差」の構造、つまりキャリアの長い

中高年層の教員ほど私立大学との比較で相対的に劣悪な賃金水準にあることは、これらの手当等を考慮に入れても変わるものではない。このことは、国立大学の教員賃金体系がそなえるべき人材確保の機能のうち、特に人材の定着という面で憂慮すべき事実である。

まとめと今後の課題

2 節で行った本給表による水準比較から、全般的にみて私立大学（少なくとも三大都市圏に所在する私立大学のうち相当数の大学）の平均的水準と比較して国立大学教員の本給の水準が低位にあること、特にキャリアの長い中高年齢層では相当な賃金格差が生じている可能性が高いことが示唆された。

あくまで「示唆」というに留めたのは、本来賃金比較は給与支給実態の調査によって行われるべきところ、1 節で述べたとおり、国立大学と私立大学の給与支給実態を比較するに足る統計資料が得られていないためである。国立大学教員に社会情勢準拠の点からも人材確保の点からも適正な給与を支払うためには、労働条件の共同決定の一方の主体であり、国及び国民に対する説明責任を果たす主体でもある各法人の使用者側こそが、国立大学教員と私立大学教員の給与支給実態の比較調査を行うことが求められる。

1 節で示した学校教員統計調査の時系列データからは、大学教員賃金（少なくとも本給）の国立、私立間の格差は、近年になって拡大傾向にあったことが示唆される。この格差拡大がどのように生じたのか、過去の年度の人事院勧告の水準と、私立大学における賃金改定の状況との比較などを通じて検証することも今後の課題である。

また、国立大学教員については、2014 年度から文部科学省が「国立大学改革プラン」による「改革加速期間」の取り組みとして、各大学にノルマを設定させて専任教員の 10 ～ 20% 程度の教員の各大学独自の年俸制賃金体系へ

の移行を行わせた。この年俸制による賃金体系が国立大学の人材確保に適したものとなっているかを検証するためには、私立大学教員と国立大学教員（年俸制教員、月給制教員いずれも）との年収ベースでの比較も必要になると思われる。

あわせて、「はじめに」の末尾に付記したとおり公立大学教員の賃金水準の検討も必要である。

さらに、国立大学を構成する教員以外の職種の職員のうち、事務職員、技術職員、図書館職員については、法人化前から大学以外の各省庁等との給与格差の問題が明らかにされ、改善を求める運動が取り組まれてきていたこと、各法人が毎年度発表する「役職員の給与水準の公表」において対国家公務員（事務・技術・図書館職員に相当する国家公務員の俸給表である行政職俸給表（一）適用職員）との比較指標（ラスパイレス指数）が示されていることなどから、これまでもっぱら対国家公務員での賃金水準の比較と、昇任・昇格の改善による賃金水準の向上に目が向けられてきた。これは、大学の事務職員の人材確保面での競争相手として国家公務員、（人事委員会勧告制度などを通じ、国家公務員とほぼ同等の賃金体系・賃金水準のもとにある）地方公務員、またこれらと官民均衡していると考えられる民間企業の事務・技術職が現実には有力である実態も踏まえたものであり、今後も対国家公務員ラスパイレス指数の改善（格差の解消）を指標に、賃金改善に取り組む必要があると考えられる。

しかし、国公立大学を通じた大学間競争を考えると、事務職員等についても、私立大学との関係で魅力ある賃金体系を設定し、人材確保をはかる必要性も出てきていると考えられる。私立大学の多くは事務職員に国家公務員行政職（一）俸給表とは級の構成などが大きく異なる独自の本給表を適用していること、学校教育法により職位ごとの職務、職責が国公立共通に規定されている教員の場合と異なり、職名（たとえば「課長」）と職務・職責の対応関係が国立大学、私立大学を問わずどの法人でも同一であるとの想定が成り立たないことから、本稿２節で行ったような方式では国立大学と私立大学

の事務職員等の間で本給表の水準比較を行うことはできないが、何らかの形で職員の賃金体系、賃金水準の比較を行うことも、今後の課題である。

国立大学法人化から12年になるが、この間、国立大学では、「独自の賃金体系を策定する能力がない」「承継職員に対する退職手当相当の特殊要因運営費交付金の算定は国家公務員として在職した場合の假定計算で行われるので、国家公務員の俸給表や俸給制度から離れると実務面で支障が生じる」などを理由に、人事院勧告による俸給表を（それを部分的に補った国大協作成の参考俸給表を含め）自大学の就業規則にそのまま引き写す対応を繰り返してきた。俸給表そのものを独自体系に移行しなくても、諸手当の改善や昇給・昇格運用の改善によって賃金水準を改善させることは可能であるが、そうした取り組みも極めて不十分であった。

そうした対応の結果、本稿でみてきた教員給与の対私大格差拡大（または相対的水準低下）の進行、また事務・技術職員の対国家公務員ラスパイレス指数の低水準での固定化のように、教職員賃金は「社会一般の情勢」からかけ離れ、人材確保に支障をもたらすようなものになってきている。こうした状況は、国家公務員の地域給の制度設計が地域ごとの生計費の差を根拠とする調整手当（最大12%）から地域ごとの民間賃金を根拠とした地域手当（最大20%）とされ、この改定財源としての本給切り下げが行われてきたことで、地方大学においてより深刻なものとなっている。

人事院勧告への準拠のみが社会一般情勢への準拠であるかのような言説が何をもたらしてきたのか、その内実を問いながら、教職員の賃金体系、賃金水準の抜本的改善を図る途を探っていくことが、国公立大学の社会的使命を守り充実させる上でも求められている。

【表 1】人事院民間給与実態調査における私立大学教員賃金（月例給の実支給額）

大学教授

年次	調査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)
2002年4月	3,921	56.2	748,841	609	748,232
2005年4月	2,735	55.9	724,420	2,082	722,338
2008年4月	2,565	55.9	747,911	3,071	744,840
2011年4月	2,722	56.5	742,171	2,768	739,403
2014年4月	2,442	55.6	799,264	30,919	768,345

大学准教授（2005年調査以前は助教授）

年次	調査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)
2002年4月	2,697	47.0	598,407	1,052	597,355
2005年4月	2,041	46.5	582,421	1,336	581,085
2008年4月	1,925	45.6	581,406	2,430	578,976
2011年4月	2,029	47.0	587,492	2,691	584,801
2014年4月	1,836	46.4	610,165	12,653	597,512

大学講師

年次	調査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)
2002年4月	1,957	42.7	513,898	3,717	510,181
2005年4月	1,515	41.3	496,046	2,393	493,653
2008年4月	1,352	41.0	494,705	4,807	489,898
2011年4月	1,394	42.3	505,314	7,458	497,856
2014年4月	1,171	42.6	513,977	8,704	505,273

大学助教、助手

年次	調査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	備考
2002年4月	1,409	36.9	423,057	13,046	410,011	(助手)
2005年4月	996	36.6	430,798	11,372	419,426	(助手)
2008年4月	619	37.0	451,209	23,243	427,966	(助教)
	313	34.7	467,732	20	467,712	(助手)
2011年4月	721	39.0	486,365	30,022	456,343	(助教)
	298	37.8	376,424	8,378	368,046	(助手)
2014年4月	794	37.5	427,125	24,343	402,782	(助教)

【表2】学校教員統計調査における国立及び私立大学教員の給料月額(本給)

2001年10月調査

職名	教員数 (国立)	教員数 (私立)	平均年齢 (国立)	平均年齢 (私立)	平均 年齢差	給料月額 (国立)	給料月額 (私立)	給料月額比 (私立=100)
教授	20,980	34,547	54.9	58.5	3.6	577.3	586.6	98.4
助教授	17,011	15,703	44.2	47.2	3.0	452.6	478.5	94.6
講師	5,196	12,097	41.7	42.4	0.7	410.4	397.5	103.2
助手	17,528	16,723	37.6	36.0	-1.6	339.8	277.0	122.7

2004年10月調査

職名	教員数 (国立)	教員数 (私立)	平均年齢 (国立)	平均年齢 (私立)	平均 年齢差	給料月額 (国立)	給料月額 (私立)	給料月額比 (私立=100)
教授	21,998	38,186	55.2	58.5	3.3	561.8	579.8	96.9
助教授	17,583	17,266	44.4	47.4	3.0	446.6	475.3	94.0
講師	4,981	13,371	42.2	42.6	0.4	402.2	398.7	100.9
助手	16,700	17,176	38.1	36.0	-2.1	335.1	278.1	120.5

2007年10月調査

職名	教員数 (国立)	教員数 (私立)	平均年齢 (国立)	平均年齢 (私立)	平均 年齢差	給料月額 (国立)	給料月額 (私立)	給料月額比 (私立=100)
教授	22,365	41,414	55.4	58.6	3.2	542.3	579.1	93.6
准教授	17,728	19,028	44.8	47.3	2.5	436.3	471.0	92.6
講師	4,839	13,782	42.7	42.8	0.1	390.8	393.3	99.4
助教	15,661	14,779	38.2	36.5	-1.8	334.0	292.4	114.2
助手	776	4,670	44.0	33.9	-10.0	341.2	286.6	119.0

2010年10月調査

職名	教員数 (国立)	教員数 (私立)	平均年齢 (国立)	平均年齢 (私立)	平均 年齢差	給料月額 (国立)	給料月額 (私立)	給料月額比 (私立=100)
教授	21,842	42,860	55.7	58.8	3.1	529.4	574.9	92.1
准教授	17,649	20,094	45.4	47.6	2.2	433.4	467.1	92.8
講師	4,581	13,182	43.3	43.6	0.3	392.0	393.5	99.6
助教	16,495	16,733	38.6	37.0	-1.6	344.2	305.9	112.5
助手	750	4,431	42.7	33.7	-9.0	336.4	270.3	124.5

2013年10月調査

職名	教員数 (国立)	教員数 (私立)	平均年齢 (国立)	平均年齢 (私立)	平均 年齢差	給料月額 (国立)	給料月額 (私立)	給料月額比 (私立=100)
教授	21,556	43,257	56.0	58.9	2.9	487.7	569.9	85.6
准教授	17,774	20,975	45.9	47.9	2.0	413.8	466.5	88.7
講師	4,906	13,632	43.8	44.1	0.3	382.5	396.2	96.5
助教	17,431	17,023	39.1	37.6	-1.5	343.1	327.9	104.6
助手	701	5,305	43.1	34.4	-8.7	339.0	263.2	128.8

(参考)1974年10月調査

職名	教員数 (国立)	教員数 (私立)	平均年齢 (国立)	平均年齢 (私立)	平均 年齢差	給料月額 (国立)	給料月額 (私立)	給料月額比 (私立=100)
教授	10,598	14,655	53.1	57.1	4.0	221.0	197.7	111.8
助教授	9,728	7,775	41.7	42.3	0.6	151.3	156.5	96.7
講師	3,148	7,998	36.6	39.2	2.6	124.6	123.0	101.3
助手	10,733	9,861	33.1	30.3	-2.8	106.0	101.0	105.0

【表3】国家公務員教育職俸給表(一)と国大協参考俸給表に基づいた
各国立大学の大学教員本給表(2011年人勤(以後2014年まで改定なし))
(基幹号俸を抽出し、修士修了初任給(24歳)から最短で昇任しかつ年4号給
昇給した場合のモデル年齢を加えたもの)

号俸	年齢	2級 (助教)	年齢	3級 (講師)	年齢	4級 (准教授)	年齢	5級 (教授)
1		204,600		265,400		316,200		408,000
5		213,300		277,800		330,200		418,100
9		222,200	28	288,900	31	344,300	38	427,900
13	24	231,700	29	300,200	32	357,500	39	437,200
17	25	241,100	30	310,200	33	367,900	40	446,600
21	26	253,500	31	321,200	34	377,000	41	456,300
25	27	265,800	32	332,100	35	385,300	42	465,500
29	28	277,800	33	342,000	36	393,000	43	474,300
33	29	288,500	34	350,900	37	400,200	44	483,000
37	30	299,800	35	359,900	38	407,200	45	492,000
41	31	308,900	36	368,100	39	413,700	46	500,100
45	32	313,600	37	375,800	40	419,900	47	507,800
49	33	318,200	38	383,100	41	426,300	48	515,200
53	34	322,700	39	389,900	42	431,000	49	522,700
57	35	327,100	40	395,900	43	434,800	50	529,500
61	36	331,400	41	401,700	44	438,500	51	534,700
65	37	335,700	42	407,200	45	442,600	52	538,500
69	38	340,000	43	411,500	46	446,600	53	542,100
73	39	344,000	44	415,000	47	450,700	54	545,600
77	40	348,100	45	418,300	48	454,600	55	549,200
81	41	352,100	46	420,400	49	457,400	56	552,800
89	42	358,200	47	424,900	50	462,600		
93	43	360,100	48	427,000	51	465,100		
97	44	362,100	49	429,100	52	467,700		
101	45	364,000	50	431,000	53	470,200		
105	46	366,000	51	433,100				
109	47	368,100	52	435,200				
113	48	370,200	53	437,300				
117	49	372,100	54	439,400				
121	50	373,900						
125	51	375,800						
129	52	377,800						
133	53	379,800						
137	54	381,800						
141	55	383,800						

→、国大協の参考給与表で独自に追加の号俸

※なお、必要経験年数の関係で3～5級の1号俸、5号俸は
実際には使われず、下位の級での格付けとなる。

【表 4】国立大学の職位、
年齢別モデル本給月額
(表 3 を組み替えたもの)

年齢	教授	准教授	講師	助教
22				
23				
24				231,700
25				241,100
26			253,500	253,500
27			265,800	265,800
28			288,900	277,800
29		300,200	300,200	288,500
30		310,200	310,200	299,800
31		344,300	321,200	308,900
32		357,500	332,100	313,600
33		367,900	342,000	318,200
34		377,000	350,900	322,700
35		385,300	359,900	327,100
36	393,000	393,000	368,100	331,400
37	400,200	400,200	375,800	335,700
38	427,900	407,200	383,100	340,000
39	437,200	413,700	389,900	344,000
40	446,600	419,900	395,900	348,100
41	456,300	426,300	401,700	352,100
42	465,500	431,000	407,200	358,200
43	474,300	434,800	411,500	360,100
44	483,000	438,500	415,000	362,100
45	492,000	442,600	418,300	364,000
46	500,100	446,600	420,400	366,000
47	507,800	450,700	424,900	368,100
48	515,200	454,600	427,000	370,200
49	522,700	457,400	429,100	372,100
50	529,500	462,600	431,000	373,900
51	534,700	465,100	433,100	375,800
52	538,500	467,700	435,200	377,800
53	542,100	470,200	437,300	379,800
54	545,600	470,200	439,400	381,800
55	549,200	470,200	439,400	383,800
56	552,800	470,200	439,400	383,800
57	552,800	470,200	439,400	383,800
58	552,800	470,200	439,400	383,800
59	552,800	470,200	439,400	383,800
60	552,800	470,200	439,400	383,800
61	552,800	470,200	439,400	383,800
62	552,800	470,200	439,400	383,800
63	552,800	470,200	439,400	383,800
64	552,800	470,200	439,400	383,800
65	552,800	470,200	439,400	383,800

【表 5】63 私大の職位、
年齢別モデル給与月額の平均
(2014 年私立大学賃金資料による)

年齢	教授	准教授	講師	助教
22				
23				
24				247,611
25				262,690
26			285,288	276,986
27			299,621	290,623
28			309,983	305,165
29		331,433	323,777	318,740
30		346,615	336,319	332,279
31		364,960	351,002	346,042
32		377,153	364,695	355,704
33		389,801	378,180	367,726
34		404,324	391,798	379,933
35		418,197	405,017	391,881
36	438,747	431,387	417,689	403,146
37	454,307	444,934	430,241	414,285
38	471,043	458,064	442,615	425,440
39	484,394	470,772	454,861	436,045
40	496,165	483,300	466,647	446,356
41	509,025	493,733	477,157	454,730
42	520,554	505,189	487,305	462,929
43	533,491	516,279	496,995	470,550
44	546,027	526,890	505,877	477,674
45	558,863	537,270	514,537	484,387
46	570,559	546,551	522,278	490,665
47	581,906	555,217	529,535	496,045
48	592,911	563,525	535,815	500,362
49	603,667	571,244	542,046	504,745
50	613,891	578,511	547,608	508,621
51	622,789	584,175	551,826	511,662
52	631,218	589,621	555,749	514,758
53	638,876	594,538	559,330	517,286
54	646,110	598,702	562,349	519,520
55	652,659	602,185	565,051	521,465
56	657,857	604,889	566,974	523,071
57	662,471	607,214	568,747	524,428
58	666,711	609,329	565,091	525,484
59	670,223	611,067	571,621	526,460
60	673,288	612,599	572,700	527,356
61	674,553	614,073	575,409	529,528
62	676,222	614,949	575,866	530,161
63	677,388	615,489	576,334	530,375
64	678,593	615,907	576,697	530,837
65	679,211	616,071	576,842	531,096

【表 6】表 4 と表 5 の本給・給与
月額の差額

年齢	教授	准教授	講師	助教
22				
23				
24				-15,911
25				-21,590
26			-31,788	-23,486
27			-33,821	-24,823
28			-21,083	-27,365
29		-31,233	-23,577	-30,240
30		-36,415	-26,119	-32,479
31		-20,660	-29,802	-37,142
32		-19,653	-32,595	-42,104
33		-21,901	-36,180	-49,526
34		-27,324	-40,898	-57,233
35		-32,897	-45,117	-64,781
36	-45,747	-38,387	-49,589	-71,746
37	-54,107	-44,734	-54,441	-78,585
38	-43,143	-50,864	-59,515	-85,440
39	-47,194	-57,072	-64,961	-92,045
40	-49,565	-63,400	-70,747	-98,256
41	-52,725	-67,433	-75,457	-102,630
42	-55,054	-74,189	-80,105	-104,729
43	-59,191	-81,479	-85,495	-110,450
44	-63,027	-88,390	-90,877	-115,574
45	-66,863	-94,670	-96,237	-120,387
46	-70,459	-99,951	-101,878	-124,665
47	-74,106	-104,517	-104,635	-127,945
48	-77,711	-108,925	-108,815	-130,162
49	-80,967	-113,844	-112,946	-132,645
50	-84,391	-115,911	-116,608	-134,721
51	-88,089	-119,075	-118,726	-135,862
52	-92,718	-121,921	-120,549	-136,958
53	-96,776	-124,338	-122,030	-137,486
54	-100,510	-128,502	-122,949	-137,720
55	-103,459	-131,985	-125,651	-137,665
56	-105,057	-134,689	-127,574	-139,271
57	-109,671	-137,014	-129,347	-140,628
58	-113,911	-139,129	-125,691	-141,684
59	-117,423	-140,867	-132,221	-142,660
60	-120,488	-142,399	-133,300	-143,556
61	-121,753	-143,873	-136,009	-145,728
62	-123,422	-144,749	-136,466	-146,361
63	-124,588	-145,289	-136,934	-146,575
64	-125,793	-145,707	-137,297	-147,037
65	-126,411	-145,871	-137,442	-147,296

【表 7】表 4 と表 5 の給料
月額の比(表 5 を 100 とする)

年齢	教授	准教授	講師	助教
22				
23				
24				93.6%
25				91.8%
26			88.9%	91.5%
27			88.7%	91.5%
28			93.2%	91.0%
29		90.6%	92.7%	90.5%
30		89.5%	92.2%	90.2%
31		94.3%	91.5%	89.3%
32		94.8%	91.1%	88.2%
33		94.4%	90.4%	86.5%
34		93.2%	89.6%	84.9%
35		92.1%	88.9%	83.5%
36	89.6%	91.1%	88.1%	82.2%
37	88.1%	89.9%	87.3%	81.0%
38	90.8%	88.9%	86.6%	79.9%
39	90.3%	87.9%	85.7%	78.9%
40	90.0%	86.9%	84.8%	78.0%
41	89.6%	86.3%	84.2%	77.4%
42	89.4%	85.3%	83.6%	77.4%
43	88.9%	84.2%	82.8%	76.5%
44	88.5%	83.2%	82.0%	75.8%
45	88.0%	82.4%	81.3%	75.1%
46	87.7%	81.7%	80.5%	74.6%
47	87.3%	81.2%	80.2%	74.2%
48	86.9%	80.7%	79.7%	74.0%
49	86.6%	80.1%	79.2%	73.7%
50	86.3%	80.0%	78.7%	73.5%
51	85.9%	79.6%	78.5%	73.4%
52	85.3%	79.3%	78.3%	73.4%
53	84.9%	79.1%	78.2%	73.4%
54	84.4%	78.5%	78.1%	73.5%
55	84.1%	78.1%	77.8%	73.6%
56	84.0%	77.7%	77.5%	73.4%
57	83.4%	77.4%	77.3%	73.2%
58	82.9%	77.2%	77.8%	73.0%
59	82.5%	76.9%	76.9%	72.9%
60	82.1%	76.8%	76.7%	72.8%
61	82.0%	76.6%	76.4%	72.5%
62	81.7%	76.5%	76.3%	72.4%
63	81.6%	76.4%	76.2%	72.4%
64	81.5%	76.3%	76.2%	72.3%
65	81.4%	76.3%	76.2%	72.3%

ローカル線で行く！ フーテン旅行記 8

－ 夏こそ北海道！－

岡山大学 工学部 機械工学コース 助教

大西 孝



専門は機械加工（研削）。主に円筒研削や内面研削を対象として、工作物の熱変形や弾性変形に伴う精度の悪化を防止する研究を進めている。趣味は列車を使用した旅行（47 都道府県を踏破済）。

はじめに

今年も暑い季節がやってきました。暑いときこそ涼しいところに行きたいものです。今回はさわやかな風が味わえる北海道の特徴あるローカル



花咲線の車窓に広がる湖。
人工物が目に入らず、北海道らしい光景です。

線や普通列車をご紹介します。次の章にあるように、北海道の地方路線の普通列車には、冷房装置が設置されていない車両も、まだまだ走っています。窓を開けて北の大地の風を感じながらの普通列車の旅もまた格別です。

1. 冷房のない普通列車の旅！ JR 北海道 各線

暑い日が続いて夏バテ気味という一方で、冷房の風に当たりすぎて体調が思わしくないという声も聞こえてきます。そんな時は思い切って冷房のない列車に乗ってみませんか。北海道では、特急列車と札幌近郊の快速・普通電車を除くと、冷房装置の無い普通列車が走っており、地方都市を結んでいます。

以前は日本全国のローカル線で冷房の無い普通列車が走っており、特にディーゼル車の冷房化は遅く、多くの列車に冷房が普及したのはここ 20 年くらいのことです。かつては走行中に窓から吹き込んでくる風で涼を取るのが当たり前でしたが、今では冷房が効き窓もあまり大きく開けられな



JR 北海道の普通列車の一例。側面の窓が開いているのがわかります。



青いボックス席も懐かしい普通列車の車内。冷房はなく、天井で扇風機が回っています。

いようになっている列車がほとんどです。もっとも、うだるような暑さの本州では冷房が付いているのはありがたいことですが、北海道のように比較的涼しい地域では、窓を開けて風を受けた方が気持ちいいこともあります。

北海道の地方路線を走る普通列車は、大体が 1 両だけのワン

マンカーで、富良野線のような観光路線を除けば、がら空きのことがしばしばです。幹線を走る普通列車は、特急列車を先に行かせるために、たびたび途中の駅で長時間停車します。手早く目的地に着き、観光地を巡る旅には適しません。

とは言え、窓を大きく開けて、少し硬くて背もたれが垂直に切り立ったボックス席に座りながら窓外の雄大な景色を眺め、名産品の詰まった駅弁を食べながらのんびり旅行するのは、時間に追われている日常から考えると、ものすごく贅沢なことではないでしょ



函館本線 森駅の「いかめし」。デパートなどで開かれる駅弁大会の常連で、有名駅弁の一つです。



稚内駅の日本最北端の駅弁。その名も「最北駅弁(帆立)」。



南千歳駅の「サーモン寿司」。いかにも北海道という感じです。

うか。目的地に行く過程も旅として考えるのであれば、一部の区間だけでもあっても普通列車を使ってみるのも一興です。

北海道で普通列車に乗るのにお勧めの区間といえば、日本最北端の駅、稚内から旭川を結ぶ宗谷本線や、オホーツク海を眺めながら網走と釧路の間をのんびり走る釧網(せんもう)線、釧路から根室を結ぶ花咲線などが挙げら

れます。また、頻繁に特急が行き交う函館本線なども、普通列車に乗って眺めるニセコ連山や駒ヶ岳、噴火湾の眺めは格別です。

この夏は爽やかな風に吹かれながら懐かしい普通列車の旅を味わってみてはいかがでしょうか。夏バテも



列車から眺めるオホーツク海。この海が見られるのは釧網線だけです。開け放った窓からは爽やかな潮風が入ってきます。



宗谷本線の普通列車から眺める雄大な天塩川。

吹っ飛ばすことと思います。
なお、今回ご紹介する風景や駅弁の写真は、すべて普通列車の車内で撮影したものです。のんびりした雰囲気をお楽しみいただければ幸いです。

(岡山大学職員組合 組合だより 166 号より再掲)



函館本線 森駅の様子。小さな駅ですが、構内の西側(写真左側)には噴火湾が広がり、駒ヶ岳も目前に見えます。

2. 北海道の終着駅めぐり！ 札沼線 / 留萌本線

北海道新幹線が開通しましたが、一方で JR 北海道の在来線は厳しい状況におかれています。特に北海道新幹線の開業と同時に行われたダイヤ改正では、北海道内の普通列車の一部が減便され、その結果として、1日に1往復しか列車が発着しない駅ができました。その駅が札沼（さっしょう）線の終点駅、新十津川駅。札沼線とは、聞きなれない路線名かもしれませんが、もともとは札幌駅の隣、桑園（そうえん）駅から留萌（るもい）本線の石狩沼田（いしかりぬまた）駅を結ぶ路線でした。

ところが、途中の新十津川から石狩沼田の間は、1972年に廃止され、それ以来、桑園駅から新十津川駅の間を結ぶ行き止まりの路線になっています。途中の北海道医療大学前駅までは、2012年に電化され、札幌の近郊区間として多くの列車が運行されていますが、そこから先は電化されず、1両だけのディーゼルカーが



札沼線の駅の待合室。元は貨物列車に連結されていた車掌車を改造したもの。北海道の無人駅でしばしば見かけます。



新十津川駅に到着した1両だけのディーゼルカー。2016年3月までは3往復の発着がありましたが、今は1日1回しか列車が来ません。

細々と走っています。

特に、末端区間の浦臼駅から終点の新十津川駅までの間は、今年春のダイヤ改正で何と1日1往復のみの運行となってしまう、終点の新十津川駅は、最終列車が午前9時半過ぎという、何とも珍しい状況になりました。しかし、1日1往復

となると、却って希少価値が増し、ぜひ訪れたいという方もいるかもしれません。そうは言っても、これまで来た同じ路線を引き返すのもいささか面白くありません。実は新十津川駅は、北海道の幹線である函館本線の滝川駅から3km程度の所に位置しています。新十津川駅から石狩川を越えて歩いても、1時間程度で滝川駅に着けますし、滝川駅方面の路線バスも近くの新



ぽつんと佇む新十津川駅の駅舎。列車がないと、駅があることすら気づかなさそうです。



留萌本線の終点、増毛駅に到着した列車。地元のお客さんが、列車に乗り込みます。この風景も間もなく見納めとなります。

十津川町役場から出ています。なお、この新十津川という名前は、明治時代の中ごろに奈良県の十津川村から入植した人々によって開拓されたことに由来しており、新十津川町役場には、望郷の碑が建立されており、北海道の開拓民の苦労がしのばれます。

もう一つ、味わい深い終点駅もご紹介しましょう。こちらは、

かつて札沼線が接続していた留萌本線の終点、増毛（ましけ）駅です。こちらは2016年12月5日に廃止が決まっている、留萌本線の末端区間、留萌～増毛間の終点に位置する駅で、1日6往復（平日は1日6.5往復）の発着があります。しかし並行する国道に留萌から増毛間の路線バスが走っており、必ずしも鉄道でないといけないところでもありません。この駅は、かの高倉健さん主演の映画「駅 STATION」のロケ地にもなり、駅の背後には灯台

がそびえるなど、非常に趣深い駅です。地味ながらも長い間、地域の足を支えてくれた駅や路線に、最後の日まで安全に輸送の使命を果たしてほしいと思います。

終着駅には、独特の佇まいがあります。賑やかなターミナルも魅力的



小ぢんまりとした増毛駅の駅舎。
「駅 STATION」のロケ地にもなりました。



増毛駅を遠くから望む。列車の向こうにある林の中に、赤と白に塗り分けられた灯台が見える独特な駅です。

ですが、地域に根差した味わい深い駅も各地に残っています。いつまでもそんな駅が残ってほしいと思い、北の2駅をご紹介します。

(岡山大学職員組合 組合だより 199 号より再掲)

おわりに

夏にぴったりな北海道の旅行記、お楽しみいただけましたでしょうか。

今回の2章の記事は岡山大学の組合だより199号に掲載されたものですが、実は先日6月21日で組合だよりは200号を迎えました。200号は記念号として普段と異なる祝賀ムードあふれるものとなっており、筆者も旅行記にかける思いを寄稿しました。岡山大学職員組合のホームページでもご覧いただけますので、ご関心のある方はご一読いただければ幸いです（組合だより200号 URL：http://oduion.sakura.ne.jp/news/news_200.pdf）。

これからも微力ながら、岡山大学の組合だよりや全大教時報に彩りを添える記事として旅行記の連載を続けていきたいと思います、どうぞご期待ください。

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

❖投稿要領

- 文体 自由
- 字数 本文については、以下を基準とします。

2頁	2000字	4頁	4000字
5頁	5000字	6頁	6000字
- 原稿締切 毎奇数月・15日
- 掲載 投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）
- 謝礼 規程により謝礼（図書カード）を進呈します。
- その他
 - ①投稿原稿は返却いたしません。
 - ②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第40巻3号 2016年8月

(大学調査時報・大学部時報通算216号)

編集・発行 全国大学高専教職員組合 電話 (03) 3844 - 1671
〒110 - 0015 東京都台東区東上野 6 - 1 - 7 7階

第39巻6号（2016年2月）までについて、冊子の購入ができます（一冊500円）ので、ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

郵便振替口座 00170-6-18892



全国大学高専教職員組合

Faculty and Staff Union of Japanese Universities